

平成30年第2回せたな町議会定例会 第1号

平成30年6月21日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 町政のあり方に関する調査特別委員会報告
- 7 議案第13号 第2次せたな町総合計画「基本構想」の策定について
[平成30年4月17日付託] [第2次せたな町総合計画「基本構想」調査特別委員会報告]
- 8 請願第1号 せたな町福祉バス導入に関する請願について
[平成30年3月30日付託] [総務厚生常任委員会請願審査報告について]
- 9 請願第2号 せたな消防署瀬棚分遣所のあり方に関する請願について
[平成30年3月30日付託] [総務厚生常任委員会請願審査報告について]
- 10 報告第1号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 11 議案第1号 平成30年度せたな町一般会計補正予算（第2号）
- 12 議案第2号 平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第3号 平成30年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第4号 平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第5号 平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第6号 平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第7号 平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第8号 せたな町生涯学習センター条例について
- 19 議案第9号 せたな町表彰条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第10号 せたな町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第11号 せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 22 議案第12号 せたな町税条例の一部を改正する条例について
- 23 議案第13号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 24 同意第1号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 25 同意第2号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 26 同意第3号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 27 同意第4号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 28 同意第5号 せたな町農業委員会委員の選任について

- 29 同意第 6 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 30 同意第 7 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 31 同意第 8 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 32 同意第 9 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 33 同意第 10 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 34 同意第 11 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 35 同意第 12 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 36 同意第 13 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 37 同意第 14 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 38 同意第 15 号 せたな町農業委員会委員の選任について
 39 議案第 14 号 物品購入契約の締結について（行政ネットワーク用パソコン）
 40 議案第 15 号 物品購入契約の締結について（ICT教育用備品）
 41 意見書案第 1 号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書
 42 発議第 1 号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
 43 発議第 2 号 議員の派遣について

○出席議員（11名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 細 川 伸 男 君 | 2 番 神 田 和 浩 君 |
| 4 番 本 多 浩 君 | 5 番 石 原 広 務 君 |
| 6 番 梶 田 道 廣 君 | 7 番 大 湯 圓 郷 君 |
| 8 番 真 柄 克 紀 君 | 9 番 平 澤 等 君 |
| 10 番 大 野 一 男 君 | 11 番 熊 野 主 税 君 |
| 12 番 菅 原 義 幸 君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	成 田 円 裕 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
-------	-----------

総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	小 板 橋	司	君
財政課長	西 村	晋 悟	君
税務課長	樋 口	靖	君
町民児童課長	吉 崎	照 人	君
認定こども園長	鎌 田	郁 美	君
保健福祉課長	福 士	裕 継	君
農務課長	佐 藤	英 美	君
農務課参事	木 村	充 弘	君
水産林務課長	横 川	洋 二	君
建設水道課長	丹 羽	優 史	君
会計管理者	三 浦	孝	君
国保病院事務局長	横 川	忍	君
総務課長補佐	高 橋	純	君
まちづくり推進課長補佐	神 田	昌	君
財政課長補佐	河 原	泰 平	君
税務課長補佐	濱 登	幸 恵	君
町民児童課長補佐	坂 谷	洋 二	君
認定こども園副園長	伊 藤	悦 子	君
保健福祉課長補佐	濱 口	喜 秋	君
保健福祉課長補佐	浜 高	正 明	君
地域包括支援センター所長	長 内	京	君
農務課長補佐	吉 田	有 哉	君
水産林務課長補佐	手 塚	清 人	君
水産種苗育成センター副所長	栄 田	武 志	君
建設水道課長補佐	松 本	健 裕	君
建設水道課長補佐	平 田	大 輔	君
国保病院事務局次長	中 川	讓	君
総務課主幹	小 林	和 仁	君
財政課主幹	黒 澤	知 子	君
財政課主幹	井 村	美 裕	君
町民児童課主幹	萩 原	千 明	君
保健福祉課主幹	古 守	亜 珠	君
保健福祉課主幹	竹 内	亜 希	君
建設水道課主幹	上 田	一 男	君
建設水道課主幹	川 上	佳 隆	君
建設水道課主幹	金 澤	喜 嗣	君

建設水道課主幹	高橋真一	君
建設水道課主幹	鈴木涼平	君
まちづくり推進係長	松原孝樹	君
商工労働観光係長	撫養和伯	君
経理入札係長	小林朱央	君
課税係長	尾野真也	君
徴収係長	伊瀬亮	君
国保医療係長	中山康春	君
障がい福祉係長	平田慎太郎	君
保健推進係長	垣本利子	君
耕地係長	斉藤真	君
畜産係長	稲船洋志	君
水産種苗育成センター業務係長	池田裕之	君

《大成総合支所》

支所長	佐野英也	君
次長	佐々木正人	君
大成診療所事務長	古守幸治	君
主幹	藤谷知昭	君

《瀬棚総合支所》

支所長	関功悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野宏行	君
次長	増田和彦	君
瀬棚診療所事務長	古畑英規	君
福祉係長	原田幸宰	君
産業係長	油谷好彦	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	杉村彰	君
事務局次長	沼口英樹	君
事務局主幹	山本亨	君
学校給食センター副所長	久津間智	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西田良子	君
------	------	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原進	君
-----	----	---

書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君

事 務 局 書 記 原 田 翔 太 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員 11 名で定足数に達していますので、平成 30 年第 2 回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 6 番、桝田道廣議員、7 番、大湯圓郷議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の 2 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の 2 日間に決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それではまず平成 29 年度各会計の決算状況についてご報告をいたします。

一般会計のほか特別会計 9 会計と公営企業である病院事業会計の合わせて 11 会計であります。

次のページにある各会計決算状況をご覧ください。はじめに一般会計では、執行率は歳入が 99.97%、歳出は 97.24%となる見込みであります。歳入歳出差引では 2 億 9,256 万 1,5

18円となりますが、翌年度に繰越すべき財源として、町民プール新築事業など6事業に係る3,210万3,000円を平成30年度に繰り越しますので、実質収支額は2億6,045万8,518円となります。基金条例第4条第2項の規定により、この額から2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てすることとなりますので、1億3,045万8,518円を基金に積み立て、残り1億3,000万円を平成30年度に繰り越すこととしたものであります。

次に特別会計では、下水道事業特別会計において国の社会資本整備総合交付金事業に係る予算645万円を平成30年度に繰り越すこととなります。

各特別会計の実質収支額については、記載の金額となっており、すべて翌年度に繰り越すこととしたものであります。

最後に病院事業会計では、収益的収支では合計1,580万1,431円の純利益を見込んでおります。資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果2,432万4,634円の不足となりましたが、この不足額については損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次の工事発注状況、そして3の町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりとなっておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順により発言を許します。

6番、梶田道廣議員。

○6番（梶田道廣君） 議長に発言の許可をいただきましたので、先に提出してあります一般質問について質問をさせていただきます。

近年、高齢化が急速に進み、せたな町内におきましても亡くなる方が増加傾向にあります。さらに少子化や核家族化に伴いお墓を承継する者がいない、遠方に住んでいるためにお墓参りが難しい。お墓を建てる費用の問題などの理由で、今までのように維持管理することに不安を持っておられる方が増えているようにお聞きします。ほかの市町村では一つの解決策として、公設の合葬墓を進める動きがあります。合葬墓は個人がお墓を建てる費用がかからず、ひとり暮らしの方や家族がいない、子ども達が帰郷して生活する予定がないなどの方が、自分が亡くなったあとの心配をしなくてもよい、安心した生活を送れることができることにつながると思います。すでに道内でも運営されているところもありますし、計画をされている町もいくつかあるようです。近い将来必ず起きる問題だと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員の質問にお答えをいたします。

お墓については民法897条において、お墓等の所有権は慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし被相続人の指定する者がある場合は、その者が承継すると規定されております。

しかしながら近年、核家族化や少子高齢化が進み、単身者や子のいない夫婦が増え、また遠隔地に住んでいることでお墓を承継できる方がいないなど、お墓を将来的に維持管理することに不安を抱いている方が増加傾向にあると言われております。

当町におきましても、町営墓地において新たに墓地区画を確保し、墓碑を建立する方は減少している一方で、ご遺骨を町外の墓地や町内寺院の納骨堂に移し、既存の墓碑は取り壊す、いわゆる墓じまいをする方が増えているという実態があり、町民の皆様におかれましても、お墓の承継の問題を切実にとらえているものと認識しております。

ご質問の公設の合葬墓の建設は、承継者不在などの対策の一つとして増加してきており、将来の維持管理の不安解消や費用面などでのメリットがありますが、宗教的な供養が行われなため、個人で合葬墓にお参り出来ない方にとっては、単に遺骨の置き場所となるデメリットもあります。墓碑を個人で建立しない場合、寺院の納骨堂や永代供養などの方法があります。町内におきましても多くの寺院が墓地や納骨堂を経営しており、また合葬の墓碑や納骨堂を設置している寺院も多くあります。町としましては、このように現状において個人で墓碑を建立しなくても、町内の寺院でお骨を預かり、供養していただける環境があるということ、またお墓参りや先祖供養といった大事な文化を衰退させないと言った観点からも公設の合葬墓の設置は考えておりません。

ただし将来的には、公設の合葬墓は、セーフティネットの一つとして当町の実情やお墓に対する考え方、住民ニーズなど総合的視点から検討すべき課題となるものと考えてますことで、ご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。確かに町長のおっしゃられるとおりではあるんですけども、この町の中に親から譲り受けたお墓がある方はまだしも、二男、三男また町外から来られて永住された方などでも、この町自体にお墓持っておられない。また持っておられたとしても、自分の後、この町に住む者もない。またその子ども達にそれを頼るわけにもいかない。そういう方々がだんだん増えてきていることは事実であります。私の知り合いでも一人娘の方が、本州のほうにお嫁に行かれたために、自分が亡くなったあとは大成にあります納骨堂にということも考えておられるようです。確かに大成の納骨堂では、ある一定の金額で入ることもできますけれども、各道内の市町村いろいろなところで結構増えているようですけれども、近隣では去年の今金町の定例議会でもこの問題が取り上げられたように記憶しております。また森町でも昨年の4月から運用が始まっていると聞いております。森町では1,000体の方の収納が可能な中に今年の2月の時点ですけれども、20数体、約30体の方が納められているというようなことを聞いております。また森町では簡易的ではあるらしいですけれども、やはり墓参り的なお花を置いたり、何かをすとかそういうこともできるようにも聞いておりますので、町長おっしゃるように今すぐ考えてくださいということではないですけれども、やはりこれからだんだんだんだん人口が減っていく中で、こうした問題が当然出てくるわけですからセーフティネットというような観点からしても、

墓じまいをして空の墓が増えてくるという部分からしても、これはぜひとも町として考えていただくべきことではないかと思しますので、改めてお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そもそもお墓というのは、親であるとか、先祖であるとか亡くなった方を継続的に供養をするという日本の宗教的な行事ということになっております。この気持ちはこれからも私たちも大事にしていかなければならないと考えているところでございます。現在のところ町内にありますそれぞれの寺院におきましても、墓地や納骨堂あるいはこの合葬墓といったような経営を行っているという状況にございますので、これらにつきましては、しっかりとこの先祖の供養あるいはお参りできなくても永代供養をしっかりとやっていただけるという状況があるということでございますので、そういった先祖に対する感謝の念、そういったものをこれからも大事にしていきたいと考えているところでございます。しかしながらそういった今議員のおっしゃいます状況もあることも事実でありますので、そうした状況を今後考えさせていただいて、またそして要望などもいろいろ情報を収集しながら、今後考えてまいりたいと思っておりますが、今すぐそういう状況にはないというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 2問目、梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 続いて、2問目の質問をさせていただきます。

近年、健康志向の高まりにより、年齢を問わずスポーツを楽しむ人が増えております。その中でもパークゴルフは気軽にできるスポーツとして大変人気があり、各市町村でも施設の整備が盛んに進んで行われております。せたな町には、道内でも最大規模の敷地と日本一長いコースを備えた北檜山グリーンパークがあり、町内外から大勢の方に利用され楽しんでいただいておりますが、町内の方々から他町の施設利用料金に比べ高いのではないかと指摘をいただいております。調べてみたところ、確かに近隣町に比べ高いのではないかと思います。町民の楽しみと健康を考える時、一人でも多くの方に無理なく喜んで使っていただくことが大切だと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員の2問目の質問にお答えします。

北檜山グリーンパークにつきましては、梶田議員おっしゃるとおり日本一のロングホールを有するパークゴルフ場として、道内外の多くの人から利用されており、町としても数少ない観光資源の目玉の一つとして売り込んでいます。利用者につきましては平成15年のピーク時には約2万人、使用料約700万円でありましたが、近年は約9,000人とシーズン券を導入したこともありまして約200万円の使用料収入となっています。ちなみに昨年度のパークゴルフ場の管理料は約900万円かかっています。年々利用者が減ってきておりますが、町民には健康増進と利用者のコミュニケーションの場として、今では欠かせない施設になっているものと思っております。

梶田議員が調べられた近隣町の利用料金につきましては、利用料金だけを比較しますと確かに北檜山グリーンパークは高額であります。梶田議員も質問に述べられたように、道内でも最大規模の敷地と日本一長いコースを備えており、芝の管理も専属の作業員を配置し常にベストのコンディ

ションを維持しています。参考までに北檜山グリーンパークの町の負担は、管理費から使用料を差し引くと700万円ですが、近隣の施設の調べられたところでは乙部町は110万円、厚沢部町は195万円、いかに北檜山グリーンパークがコース管理、芝のコンディションに気を使っているかというのがご理解いただけると思います。これらから利用料金だけで高い安いという判断できないと思っております。また当町では70歳以上の方を健康増進の場としても力を入れ、優遇していることから高齢者の料金が設定されていないところは、逆に当町のほうが安くなる場所が多くあるのも事実です。このようなことから当面料金につきましては、現状のままでいきたいと考えております。

なお北檜山グリーンパークは町外からの利用者が全体の15%から20%ありまして、観光施設の側面もあり、手ぶらの方も遊びやすいように、また初心者利用を促すためにクラブなどの用具代の無料化を検討したいと考えておりますことをご理解いただきます。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。

他の町村に比べて広い、また維持管理費がかかるということは理解できるんですけども、確かにうちの町のパークゴルフ場は36ホール、余所の町は18ホールということで倍ありますので、そういう意味では変わらないという捉え方も確かにできるのかもしれませんが。しかし利用される方にとっては、何ホールであろうが18ホールであろうが38ホールであろうが、やはりそれは一度利用するという部分に関してはあまり関係ないのではないかと思います。また乙部町のお話が出てきましたけれども、乙部町は1日の利用料が200円、シーズン券は無いということでお聞きしております。でも他のいろいろな道南、渡島、檜山の函館以外のところを調べさせていただきましたけれども、大体にして1日の町内の方の利用料が200円から300円、シーズン券でも大体町内の方は年齢は関係なく大体にして5,000円、7,000円、2,000円となっております。また八雲町ですけれども、八雲町では65歳以上の方が、シーズン券を利用される場合、温水プールとそれからスキー場に関しては無料というようなセット料金となっております。こういうふうに八雲町は1万2,340円のシーズン券ですけれども、65歳以上の方はそうだととなっております。うちの町の利用状況をちょっと調べさせていただいて、また資料をいただいた中で見ますと、平成25年の利用者の総数としては1万1,318人、平成29年が9,397人ということで2,000人ほどの減少となっております。その中で町外から見ておられる方が平成25年で1,887人、平成29年で1,712人、それほど変わっていない。そして先日お聞きしたところによると、ネット等見られたんですか、本州からわざわざうちの町のパークゴルフをしたいということでお見えになった方もおられるということで、町外の方はわざわざここを目指してこられるわけですから、それはそれでいいと思うんですけども、ただ町内の人にとっては、できることであれば70歳という年齢ではなくて、町民料金ということで、この高齢者は70歳以上の方と同じ程度の料金でプレーできるというようなことが必要じゃないか。例えば北檜山の方でも年々にして利用者が少なくなっている。大成の方も本当はもっと利用したいんだけど交通費をかけて、なおかつシーズン券1万8,000円を支払ってということは非常に負担が大きい。ですから何とかしてこの70歳以上の方のシーズン券と同じ程度にさせていただけないかというようなお声もいただい

ております。いろいろとあると思いますけれども、管理料がかかるからというようなことでの理由ではなくて、やはり町民の楽しみと健康という部分を考えたときに、年齢をもって分けるというのではなくて、やはりひとつのものとして町民が少しでも利用しやすく、楽しみやすいそういう施設として利用してもらおう。町外から来られる方に関しては、それを楽しみに来られるわけですからそれはそれでいいと思うんですけれども、やはり町民の方に対してのサービスを向上していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、せたな町につきましては他の町に比べて相当多くの管理費を町が負担している。これも町民の皆さんの健康増進ということを考えてのことでございます。それから利用料金の関係であります。これは今、シーズン券や回数券あるいは高齢者につきましては利用料金といういろいろ揃えております。こうしたものを利用していただく他町の町よりも安いという実態にあるのではないかと思います。また当然、町外の方々、町外といいますか、観光等でこられる方につきましては、こうしたこの優遇される部分は利用できないということでございますので、当然、町民のパークゴルフ愛好者ならびに健康でやられる方との利用料の格差は必然的に付くとなっておりますので、こうした状況でご理解をいただきたいと思ひますし、今後いろいろパークゴルフ場そのもののあり方についても検討をしていかなければならないという状況にもありますので、そうした中で管理費が下がってくるということになりますと、当然そうしたサービスもさらに向上させていけるものと、いかなければならないのではないかと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 3回目の質問をさせていただきます。

町長の答弁の中で管理費用がかかるということをおっしゃいました。確かに最初に700万程の管理費用云々という、1年間の予算の中で900万円とのことでしたけれども、どうなんでしょう例えばJRとかバスでもそうですけれども、お客さんが乗らないから維持するために料金を上げる。上げることによってまた利用者が少なくなるということも多々あるのではないかと私は思ひます。確かに町の負担は大変なのかもしれません。ですけれどもやはり町民に少しでも楽しんでもらう。また健康で過ごしていただくという観点からした場合に維持費が云々とか管理費が云々とかということも確かに大切だと思ひますけれども、この部分はもう少し考えていただいて年齢制限等を撤廃した中で、統一料金そしてできることであれば高齢者料金に近い値段での設定を再度お考えいただきたいと思ひますけれども、お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。利用料だけのことで言いますと、町内には大成に1カ所、北檜山2カ所、瀬棚1カ所のパークゴルフ場がございます。それぞれ利用料金に違いがございますので、これらも含めて利用をしていただければいいのではないかと思ひますが、いずれにしても北檜山グリーンパークの利用料につきましては、現状のところこういう状況になっておりますので、それぞれ自分に合った形でのサービスを受けて利用していただきたいと思ひてお

ります。先ほども申し上げましたように、今このパークゴルフ場につきましては、広すぎて公認コースが作れない、取れないという状況でございます。こうしたこともパークゴルフ協会の方からもいろいろ要望も上がっております。そうしたことで施設規模を小さくするのがいいのかどうかというのはこれから利用者の皆さんと十分協議をしていかなければなりません、例えばそして規模が小さくなった場合には当然利用料金、管理料等も小さくなるということが予想されますので、そういった時点で、また利用料の見直しというものも出てくるのではないかと考えているところでございます。いずれにしても当施設は健康増進という目的でございますので、ぜひ多くの町民の皆さんに利用していただいて、自らの健康づくりに役立てていただきたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 4番、本多浩議員。

○4番（本多 浩君） 議長より発言のお許しが出ましたので、私からは定住化促進とI・Uターン対策について質問をいたします。

せたな町の人口は住民の高齢化、若者の町外流出化等により将来的にもまだ減少するだろうと予測されます。このまま人口減少が続くならば、産業全体の後継者あるいは労働者人口が絶対数不足することにより、地域自体が成り立たなくなり崩壊することとなります。そのことによって、更に人口流出が予測されます。こうした現象を阻止するためI・Uターン対策を講じ定住化促進を図ることについて提言します。

これは北海道の枝幸町の事例ですが、この町では奨学金の償還支援として助成金を交付することにより、奨学金を利用して進学した方が地元に戻ってきやすい環境を整えるとともに、町外からの移住、定住を促進するため奨学金償還支援事業を平成29年4月から開始しています。本町も、このような事業を展開しI・Uターン対策を進めるならば、定住化の促進が図られ、人口減少の阻止と町の活性化に大きく寄与すると思います。優秀な若い世代の人材を地域で支える、このような施策の推進について、いかがお考えか町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 本多議員の質問にお答えします。

大学等へ通学する学生への奨学金事業を行っている日本学生支援機構の資料によりますと2.6人に1人が奨学金を受けて大学で勉強しているとしています。

また、その奨学金の返還は月額1万3,000円から2万6,000円を14年から20年の返済期間が一般的です。

今、その夢をかなえるための経済的支援制度が、社会人となっていざ返済していくときには逆に借金となって苦しい生活を強いられ、自己破産に陥るなど社会問題になっているというのが、先日NHKの特集でも放送されていました。

奨学金支援事業につきましては、本多議員が事例として取り上げた枝幸町では、償還金に対して最大10年間、合わせて最大180万円の補助金があります。また道内では、旭川市では最大8万6,000円を3年間、北広島市でも同じく12万円と、3市町が補助対象や補助金額に差異はありますが地域経済の担い手となる人材を確保するため、大学など高等教育機関を卒業後、町内に就職及び居住した方に在学中に借り入れた奨学金の返済の一部を助成する制度を設けております。

当町では、奨学金に対する支援はございませんが、定住化促進、I・Uターン対策として移住定住奨励金や各種の子育て支援策、お試し暮らし住宅、また産業担い手育成奨励金などで総合的に定住、I・Uターン策を展開しております。ご提言いただきましたI・Uターン対策の奨学金の償還支援につきましては、政府が6月15日に閣議決定した骨太方針で大学などの高等教育の無償化も盛り込まれ、2020年4月から年収に応じた学費の減免措置や返済不要の給付型奨学金を支給することが決まりました。しかし、その具体的な内容は先送りされていることから、国が設定する支援内容や先進事例の実施状況などをヒアリングし、事業効果の検証をするなど、まずは調査研究を進めてまいりたいと考えていることをご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 本多議員。

○4番（本多 浩君） 町長の答弁と重なる部分があると思いますが、話の流れということで、ご理解をいただきたいと思います。

先ほど町長は、政府が進める奨学金のあり方について、これから借用型から給付型になっていくだろうというようなニュアンスの言葉がありました。ただしこれは政府の考えであります。それを受けられる条件の学生は、ここでは助かりますけど、現在、奨学金を借りている人には恩恵がないと感じております。

そこで再質問については、奨学金返済者の抱える問題について、その一端を述べたいと思います。この奨学金償還支援事業は、奨学金の返済支援が主たる目的ではありません。返済者が抱える、悩まれる社会問題が潜在している現実と捉えるべきであります。普通、私達が金融機関より借財する際は所得に見合った、生活に支障を来さない償還計画ができますが、学生にとっては将来の仕事や収入がわからない状態で利用することに大きな問題があります。本人の努力により上場企業に就職したり、公務員になった人たちにとっては奨学金の返還は大きな障害とはならないと思いますが、就職ができなかったり、就職しても所得が低かったりという人達にとっては本人の努力が及ばないところで償還が負担となっております。概ね年収300万以下の人達の中に8割以上の人達が延滞しているとの報告がなされております。せとな町に在住し返済に支障を来さない職場環境を求めるにしても、無理が多く自分の努力だけでは問題が解決しないのが現状と考えるべきであります。奨学金は学びをお金の面で支えるのが本来の目的ではありますが、しかしその奨学金が逆に人生の大きな負担となって利用者を苦しめ、結婚や出産など大切な人生の選択肢まで制限する、そんなことが利用者の中で大きな社会問題となっております。さてそのような問題を抱えながら奨学金返済に悩んでいる、苦しんでいる人達が、この町の中に在住していないだろうか。またこの町に戻ってきたい人達の中に、このような問題を抱えていないだろうか。このような人達がいるということは、これは我が町の軽視できない社会問題と捉えます。現況調査された中で返済に苦しむ人達に手を差し伸べ、そのことにより定住者が増えたり、出生数も良い傾向となったり、さらには地元における起業している事業所の従業員確保の一助になるなら、償還支援の意義は小さくないと思います。しっかり対応していただくよう、再度、町長の心の内をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。ただいま質問の中にございました奨学金利用者の問題、これは当町の問題というよりも、むしろ全国的な問題と捉えられると思います。こういう状況

を受けて正確には先ほど答弁しましたような状況を、これからは実行していく、実施していくということではないかと捉えております。実際にせたな町に定住する、あるいはI・Uターンすることを検討するという方々につきましては、これはせたな町ばかりではなくて全国的に多分そうであろうと思いますが、この一時的なそういった償還支援、償還金に対する支援というだけの判断ではなくて、この町に住んだ場合どういったサービスがあるかという全体的な町の支援というものを判断をして、定住するかどうかということを決められると思っておりますし、加えて自分のやりたいことがこの町で実現できるかどうかということも当然重要な判断基準になるものと思っております。そういうことから申し上げますと、せたな町ではお試し暮らしの住宅あるいは移住定住奨励金、それから新築住宅の支援、中古住宅改修の支援あるいは子育て支援としては、結婚定住奨励金、出生祝い金、妊産婦医療費の助成、子供の医療費の助成、3歳児以上の教育保育に関する利用者負担の無料化あるいは給食費の無料化、通学定期の運賃助成といったことなど随分手厚い支援となっているところでございまして、これは随分当町を選んでいただける判断材料としてはインパクトの強いものと考えているところでございます。そうしたことでこれからも積極的にIターン、Uターンあるいは移住定住に力を尽くしてまいりたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 次に8番、真柄克紀議員

○8番（真柄克紀君） それでは提出してあります2点について町長と議論をさせていただきます。この1点目の65歳以上を高齢者と言わないまちづくり宣言、これは多分町長と私もほとんど意見が合うのではないかと期待してございますし、いろいろ活発な考え方をお聞きできればと思っております。当町の平成27年の国勢調査、総人口に対する65歳以上の割合42%以上に上っています。これはいろいろな資料でも各町内にも配付されていると思いますから、町民も理解しているところだと思いますが、今日、ご案内のとおり人生90年以上という時代を迎えました。一般的にその中でいろいろなシステム上含めて、65歳以上の方々を一律に高齢者という形で判断するという行政的な手法を、これは法律的なことも含めた中で使っているというのが現状でございます。しかしながら近年、当町ばかりでなく超高齢化の中でその高齢者と決めるその概念を考え方を少し角度を変えてみよう。そういうことによって地域の活性化が図られ、また求められる数々の高齢者社会のボランティア活動の普及のためにも、やはりそういう角度を変えた考え方が必要だと思うし、また先日晒された国の次年度の骨太方針、この中でも65歳以上の、これは継続雇用年齢の引き上げ、また及びその年代の地域での活躍、この環境整備をきちんとしなければ地域、特に地方の高齢化した自治体は、本当に存続が危ぶまれる。このような指摘もなされております。当町においては、先の今年度から始まる福祉計画の中でもボランティア活動、この活動なしにこの高齢化社会の維持は難しいという指摘もなされております。その中で今言うところの65歳以上、一律に高齢者と言わないというまちづくりについて、町長はどのように考えておられるのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 真柄議員のご質問にお答えします。

冒頭、町長も同じではないかという話があったので、その点につきましては気持ちは真柄

議員と一緒にございます。今回真柄議員が65歳になられたということで、私は少し前になっておりますので、その時点で同じような気持ちであったということは、そういうふうに理解をさせていただきたいと思います。

高齢者の定義については、現在多くの国で65歳以上と定義付けされております。これは半世紀以上も前に定義されたもので、議員が考えるとおり従来の高齢者イコール老人という観念は、現状になじまない状況にあると思っております。

日本では65歳以上を高齢者と定義し、高齢者の社会制度を構築してきました。また高齢化率などに使われるのも65歳以上の人口となっており、制度上は65歳以上が高齢者という使われ方をしてきました。しかしながら、一般的には制度上と違い、年齢で一律に判断せず、個人それぞれの状態等により判断されるもので、実際の65歳以上の多くの方は、まだまだ若く活動的で高齢者扱いをする事、される事に違和感を感じられる方が多くいらっしゃると思います。近年、内閣府が行ったアンケート調査では、何歳以上を高齢者とするかという問いに70歳以上あるいは75歳以上とする回答が半数以上を占め、65歳以上とする回答は6.4%と低い結果ということであります。このようなアンケート結果からも国民の高齢者に対するイメージは、70歳以上あるいは75歳以上となっており、議員がおっしゃる高齢者に対する固定観念は、なくなって来ております。さらに日本老年学会と日本老年医学会の専門的な機関においても、高齢者の定義を75歳以上とするよう昨年提言されております。社会制度上は別として、一般的には65歳以上が高齢者というようなイメージは、このようにすでになくなっております。したがってそのような宣言をしなくても、議員ご質問のとおり気力、体力のある元気な高齢者が広く社会参加できる環境づくりに努めて参りますので、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今町長の発言ありまして事務局のほうでもいろいろと調べてくれて、効率的な形、そういう意味からいったときには、今町長どういう意味で、このまま宣言しなくてもよろしいと、同じ考えだからいいんだという話ですが、私はこれ逆に言うと事例は町長のほうも知っているとは思いますが、これ70歳以上、65歳以上高齢者と言わない都市の一つの例として、大和市は施策や広報誌など、なるべく高齢者という言葉を使わないようにする。ただ適用される法律、それから条例その他対象者の運用制度については、これはきちっと65歳以上の高齢者という形で扱ってはいきますと。しかしながらこういう宣言をすることによって、先ほど、私が申し上げましたけれども、町のほうのいろいろな福祉計画、その他を見ると健常な高齢者と言わず、65歳以上の方々のアクティビティなしに町長の目指すところの公的福祉の安心して高齢者が暮らせるまちづくり、このための人材としてこの方々にまず期待をするし、協力をしていただければ今後の町の活力というより維持すること自体が大変難しくなってくると思ってるんです。これは多分同じ認識だと思います。まして若年層がご案内のとおり少ない中、今日もいろいろ議員の方々そういう危機感の下にそれぞれの観点から質問してますが、そういうことからいった時に、むしろ宣言することによって、それは若干の今までの行政サービスの変更なり、それを対象の範囲をどうするかということは、これは若干の作業は出て来るかもしれませんが、むしろこの高齢者と言わないまちづくりというのは、神奈川県大和市、ここはまだまだ若年層も多いし、当町から見ると高齢化

は全然進んでおりません。でもやはり危機的な状態がすぐ来るということで、こういう宣言をするわけです。まして当町のように高齢化が進んでる中で、いっば丸めて65歳以上を高齢者という形で扱うことが町にとってプラスかマイナスかと考えたら、私はあえて宣言することのほうが町長の認識も含めた中でまちづくりに対する町民の協力は得られると思うし、その宣言することが何でそんなに必要ないということなのか。私はぜひ宣言して町民と一緒にまちづくりしていきましょうという積極的な発言を町長からいただけたらと思って今日質問しておりますけれども。特に、今年度出来上がったボランティア団体も含めた危機感とボランティアの必要性という中でいったら、やはりその方々きちんとしたバイタリティある方々に期待しますよっていう形を、町長の言葉からこういう機会を通してメッセージとして発するのが必要じゃないですか。

再度答弁をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ご質問にお答えをさせていただきます。先ほども申し上げましたが、もう既にそういう時代に入っているという私は認識を持っているところでございます。議会を見ましても9名の皆さんはもうすでに高齢者ということでありまして、他の地域協議会におきましてもすでに半数以上が活躍をされているということからすると、せたな町ではそういった意識の下で皆さんは活躍をされていると感じているところでございます。日本でただ一つ神奈川県大和市が70歳代を高齢者と言わない町宣言をしておりますが、この宣言の下での特に関連した施策は打っていないと。これは市長の肝いりで宣言をしたという話でございしますが、これにこの他の市町村が追随する動きは現在のところございません。というのはとりもなおさず、もうすでにそういう宣言をしなくても、高齢者の皆さんがそういう意識で地域においてしっかりとできるところ活躍をされているということではないかと思っております。町としましても、そうした方々がこれからも活躍できるように、そうした場の提供あるいは健康増進、健康寿命をできるだけ長く保っていただけるような、そうした施策をしっかり打っていくということが高齢化時代に対応する方向と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 町長の性格もあるのかもしれないけれども、なかなかそのところで一歩進んで、私、文書にして宣言すれとまでは言ってません。ただ今までもそういう考えがあったのであれば、この質問の前にだってそういう形の中でいろいろな形で表現する方法あったじゃないですか。私1回も聞いてませんよ。今回質問して初めて、もう65歳以上の方々をそういうふうに町が思っている。あなた方ももう全然そういう高齢者という扱いでなくて、町はこういう形で皆様にお話をしてるという。初めてですよ私聞いたのが。だからそれであればそういうようなメッセージが伝わるような形の行動なり、情報発信が必要でないか。あえて宣言までしなければなくてもいいけど、それが町民の方々に町もそう思ってますとわかるような形の表現っていうのは今までないじゃないですか。そのぐらいの表現をすべきだし、その中でこれさっき言った宣言した町だって一切その手続きなり何なりで法律的なもので変えろとは言っていないです。ただ広報誌でも何でもむやみに高齢者とかそういう言葉とかそういうものを安易に使わないで、もっと今の現状に配慮した中でまちづくりを進めて町民の協力を得ましょうというのが、これ突出しているかもしれないけど、そ

ういう宣言をしなければならぬくらい高齢化してるし、そのシルバー人材というものをきちっと活用していかなければまちづくりは機能しないということで提案されたと私は思いますし、そういう中で町長がそこまで先ほど言ったようにもうみんな認識しているとおっしゃるのであれば、広報から何から含めて、そういう形の時代に合った形の協力、町民に対するそういう考え方というのは示してもよろしいんじゃないですか。宣言するしないはこれは別ですけど、町民にそういう形で皆様方の町民パワーを期待しないと、町の存続は大変だということをきちっとお願いして、なおかつその人方のバイタリティ活力を十分に引き出すのが町長のもう一つの責任じゃないかと思いますけど、最後に重ねてその件についてお聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この町が思っているということではなくて、町民の皆様すでにそのような認識でおられるということを感じております。私もいろいろな場所で挨拶の中でもやはり高齢者の皆さん方が町で活躍していただかなければ、まちづくりが有り得ないということも申し上げているところでございます。そういった町民の皆さんも高齢者イコール老人ではないと。元気なうちはしっかり社会に貢献していくという立場で、これはもうすでに意識が変わってきているものというふうに感じております。我々も今後、議員おっしゃるように高齢者と老人あるいは高齢者イコール支援を受ける方というそういった誤解を招かないようなそういった取り組みもあわせてしていかなければならないと改めて感じております。

以上を申し上げて答弁に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員、次2問目になりますが、1時間以上経ってますので、10分間休憩とりたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○議長（菅原義幸君） それでは、ただいまから11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは2番目の質問、今後の公的医療体制及び国保病院の改築の見通しについて質問をさせていただきます。

町長、私これ2年間で3回目のテーマを持ったというわけじゃないですけど、質問となります。なぜかといいますと私の感じている範囲で、今までの町長答弁は、まず病院改革プランの方向性、その次に今度出てきたのが病院のプロジェクトチーム、そういう審議の推移を見ながら方向性を判断したいという町長の大変希望的な発言はありますが、しかしながらがっちりとした町長としての住民が安心、継続的な持続可能な公的病院のあり方について具体的な発言はいまだないと私判断し

てございますので、今回3回目の質問をさせていただきたいと思います。これは病院のほうで認識している数字ですけど、国全体でいっても平成25年で国民医療費42兆円、そのうち公費、地方でも5兆円という中でいずれにしても大変大きな数字が国の一般会計の中を占めてございます。また平成26年医療介護総合確保推進法が制定されまして、地方病院の求められるこれからの姿として医療と介護の連携、地域における効率的で効果的な医療提供、体制の確保また地域包括ケアシステムの構築それと地域の医療システムを整備するため基金の創設と、こういうものをきちんと公立病院が取り組まなければ今後大変ですということで、こういう推進法ができ、当然これに併せた形の中で町長も改革プラン含めて作業を進められている、その中で問題として、それは理解してございます。こういう言葉がございまして。地域が存続するためには水と電気と医療が必要である。これは各地方自治体のいろいろな勉強会でも述べられる大変有名というか、事実の言葉だと思います。しかしながらこの一連の医療介護総合確保等の推進の中で、地方の公立病院の病床数、特に慢性療養病床数の減少、これは実際に病院経営にとっては大変マイナスな数字を表している。しかしながら自治体としての歳出からいくと、それもある意味ではやむなしという裏表の現状、そこで当病院もいろいろとそこに挟まれながら苦労しているのも現実の問題でございまして。その点からいきまして、先に私は予算委員会でも質問しましたが、当国保病院を取り巻く環境は大変厳しいものがございまして。ルール分以外の一般会計投入も年々増え2億円を超えている。また今日の行政報告でもございましたが、やはり病院会計の昨年度の実態も大変厳しいものがある。そういう数字示されてございます。そういう点においてまず前回の質問から1年が経ちました。現状において病院経営の現状の認識及び今後の見通しについて、それから今ある1病院2診療所、3カ所体制の今後の運営見通しについて、またこれも公立病院、地方の病院特にこぞって大変難しい問題ですが、医療スタッフの現状と今後の見通しについて、また最後に町立病院の改築の必要性及び現時点のその改築に向けた調査等の進行状況について、以上4点について町長の明確な答弁を求めたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは真柄議員の2つ目の質問にお答えします。

町民がせきたな町で生活していく上で、病院など医療環境の問題はたいへん重要な課題です。

1点目の病院経営の現状認識と今後の見通しについてというご質問であります。国保病院では平成29年度から新病院改革プランに則って経営改善や業務の効率化、サービス向上に取り組んでいます。入院病棟の1病棟化、診療材料等の在庫管理の徹底、サービス向上を目指した加算への取組などの効果により、収支が改善し前年度と比較して4,000万円余り繰入金を減額できる見通しとなりました。病院事業全体では、交付税措置分2億204万4,000円を含む4億2,092万7,000円を繰り入れて1,580万1,000円の黒字決算となったところであります。

しかし今年は診療報酬改定が行われマイナス改定となったこと、また人口減による患者数の減少もあり、今後の病院運営に関しては、なお厳しくなることが予想されます。国保病院については、町内唯一の救急告示病院としての救急医療並びに一次医療の提供体制を堅持するとともに、更なる経営改善並びにサービス向上を目指し、今後も中核的機能、役割を果たしてまいります。

2点目の3カ所体制の今後の運営見通しについてでございます。新病院改革プランの推進には、医療にかかわる指標の集計、分析、情報収集、経営戦略の立案、病院事業全体の中長期計画の実行

が必要です。現在の1病院2診療所体制は、地域住民の生命や健康を守っていくため、合併当時の2病院1有床診療所だったものを、人口規模や経営状況など検討を重ねて再編したものです。可能な限り継続の努力をしてまいります。しかし今後の人口減少を原因とする患者数及び収益の減少は、避けられないものと考えており、人口規模や財政の推移等をみながら、必要な時期に検討していくことをご理解をいただきたいと思います。

次に3点目の医療スタッフの現状と今後の問題点についてのご質問にお答えいたします。国保病院においても人材確保は大変困難な問題です。平成29年度には3名の常勤医師が退職し、その後1名の非常勤医師を採用し現在に至っています。このため診療科を統合してプライマリ科とし、一部予約制を導入するなどの対策をとり、患者サービスを低下させないよう業務の効率化を図っております。また今年11月には、電子カルテ、オーダーリングシステムを導入し、更なるサービス向上を目指しています。

現在、国保病院には給食、清掃、受付会計業務などの委託業者を除くと、医師、看護師等75名の職員が在籍しておりますが、すでに40%が町外出身者となっております。その現状からも医療専門職の新規求人のもとより人材の定着も重要な課題です。働きやすさ確保のための環境整備や働きがいの向上のための施策を行い、職員がいきいきと働き安心して住民サービスに取り組むことができる体制づくりをしてまいります。今後は病院、診療所間の人事交流も行い、全体のスキルアップも目指していきます。

4点目の国保病院の改築の必要性及び現時点での調査の進行状況についてのご質問にお答えします。国保病院の建替えについては喫緊の課題であると認識しております。昭和49年完成の病院は、耐用年数を超えていることに加え老朽化が進んでおり、5月中旬には給水管の破損による大規模な漏水により、検査部門やレントゲン部門が終日業務停止せざるを得なくなるなど、町民の一次医療を担い、町内唯一の救急告示病院である国保病院に機能面で不安があることは、今後のせきたな町の医療体制において大きな問題です。病院建替えには、財源として合併特例債を見込んでおります。そのため遅くとも平成32年度までに、どんな機能や規模が必要なのか、今後の人口推計や財源、収支問題などを検討し、病院建替えについての基本計画を作成してまいりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員

○8番（真柄克紀君） 今4点について現状での課題等について町長から考え方、説明を受けました。その中で4点というよりは私2点に絞って2回目お聞きしたいんですが、これ町長、前の答弁のときに現在進めている1病院2診療体制は、答申においても町民の大きな願いなので進めたい、継続していきたい。それが今回になると若干変わったんです。今の話からいくとある程度の時期を見た中で、それも検討せざるを得ないというような答弁に私は聞かえたんですが、前回言ったように3体制を維持するということではなくて、時代に合わせて私がなぜそれを言うかというのは、今6,000人近くまで人口が落ち込む中で、この基幹病院をきちんと整備することによって最終的に、あと今、町内全体で煮詰めている公共交通機関の整備、そういう形の中でそういう方向に進むとことの方がかえって、町民の継続的な持続可能な医療体制を維持できるんじゃないかと、そう思うから私重ねてお聞きするんですが、前から見たら考え方は若干変わってきてると判断してよ

ろしいんですね。それと町長はこの答申の中では3体制ということが示されているとありますが、私も町内、町外いろいろな方にお聞きしてございます。これは職員の中からも本当に今3体制が将来の町にとって可能なのか、それがベターかというところ必ずしもそういう話ばかりじゃない。むしろ危機感を持っている方々もたくさんいらっしゃいます。ですから今日そこに対していつまでどうのこうのはいませんが、もう一度だけお聞きします。3体制診療所をきちんとある程度整備する段階では、その形でいつまでも維持していくということ自体の難しさは町長も認識してるということではよろしいんですね。

それから2点目、最後の病院建設についてお聞きします。今、奇しくも具体的な形で32年までに一つの方向付けをしたいというお話でしたが、合併特例債はわかりますけど、国の方の交付税の考え方として病院新築、建て替えに対する企業債の元利償還、これについては、やはりそこに必ず病院の再編ネットワークなり、それから合理化そういうものをきちっと伴って改築、新築する場合には40%まで見ますけども、それ以外のただの老朽化だけであれば、それは25%まで下げます。要するにきちんと今言う診療所体系も含めた中で、先に言った地域効率的な医療体制提供の体制をとらなければその補助金は、ただ建て替えるといっても今までのような形で、恩恵は受けられませんよという指摘がされてるし、この辺については町長も認識してると思うんですが、それからいくと私はこの作業をもっともっと本当に町長が先頭になって取り組んで、これで25%近い形でどっちにしても起債がある程度条件が整わないと減るということになったらこれ大変な負担になりますからね。その辺についての国の動きと連携した中での現時点での建替えについての考え、この2件について再度お聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず1つ目、1病院2診療所体制に対する考え方が前と町長は変わったのかという質問がございました。これについては変わっておりません。そもそもこの合併時、この持続可能な医療体制というものを町民の皆さんや議会の皆さんと真剣に協議をして3区町民の医療サービスを守るということで、こうした医療体制を構築したところでございます。それが今こういう状況で医療サービスを提供しているということでございます。ただ私が先ほど申し上げましたのは、将来、人口減少が更に進んできたとき、あるいは町の財政状況が一段と悪化した時というような状況が発生するとすれば、それは当然その持続的な医療体制を維持するという意味から見直しが必要な時期がくるであろうとお話をさせていただきました。したがってそうした必要な時期が来たときには当然見直しがなされると感じているところであります。

2つ目の新病院の建替えについてでございますが、これは32年度まである程度計画を作りたいと申し上げました。これにつきましても現状の人口規模あるいは将来の人口の推移、それから財政状況、当然これらを考えながら新病院の規模等を決定することになるものと思います。しかし救急医療というのは、これはこれからもしっかりと守っていく。救急告示病院というのは、これからもしっかり守っていきたいと考えております。そうしたことで今後これらにつきましては、病院の経営戦略室あるいは町医療対策審議会などで議論を深めてまいりたいと考えております。当然のこととして議会にも相談を申ししていくことになりますので、その時点はさまざまなご意見を頂戴したいと考えているところでございます。

ご理解をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員

○8番（真柄克紀君） 今2点について現時点での町長の考え方をお聞きしましたが、私ちょっと大変不安に思うんです。町長、今、確かに合併時にこの体制という形の中で協議して進めてきた。これは確かな話です。しかしいろいろな観点からも指摘しますように現実問題として、人口を含めた中でサービスを受けるパイ自体を含めて3分の1なくなっているんです。それから1番これ不安だなと思ったのが財源的に町を経営する町長として、いよいよ切なくなってきたらそのときは考えますよと今の話で、それまでは何とかかんとか続けてく。それ非常にある面でいったら町民に関して不安を与えます。じゃあこうしたらある程度になったらやらなきゃならないという根拠は今、町長は持っているんですか。もう3分の1まで人口減ってきている中で今の体制、しかも基幹となる町立病院が危険病院に等しい形の中で、ともすれば休診もやむなしという状況に置かれてる中で、財源的に何年か後に、4年後、5年後になったときに本当に財源、どうみたって今の町の財源からいったときに、そこからまた今持ってる財源を、一般の病院運営に突っ込んでいったら本当に大変な形の負担を町民にしなければならなくなるんです。その辺について今おっしゃったように、そういう時期がきたら、そのときに体制変える、そのとき建て替えるそんな話は、経営戦略室いろいろな作業はしてるでしょうけど、やっぱり町としてこの少なくとも主要病院をきちんと医療スタッフも含めて最低限のサービス、それでなおかつ持続可能なサービスを続けるためにどうすればいいのか。今の町長の答弁からいくと、その時が来たら考えるという形の中で、その時は議会に相談する、その時にされたって大変なことになるんです。それで私は3回目質問してるんです。職員の中にも大変、今のこのままの進めに関して危惧を持ってる方も、私は何人かとお話をしてお聞きしてます。当然、町長のことですから今日はそこについての明確な結論は出さないでしょうけど、少なくともその3体制を現段階である程度は変更しなきゃならないような基準はどのような場合として想定されているのか。なおかつ病院会計の財源ある程度、現段階でもいよいよ改築というときにどのような形で考えておられるのか。その辺についての大まかな説明だけはこの場でも私できると思いますので、そういう形の考え方をきちっとこの場で回答いただきたいと思います。それについてはまた今後、議論をしていかなければならないと思ってますので、よろしいですか、そういうことでその2点について再度お聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず今の医療体制につきましては、医療体制を整備して10年が過ぎました。これまで頑張ってきたところでありますが、しかし当初予定していた経営からすると、この赤字の幅というのは突然、繰入れの幅になりますが増えてきているのが実態です。そうした中でこの体制を持続可能にするために、さまざま検討を加えながら整備、内部での再編をしてきたところでございます。したがって先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、一昨年から比べると昨年の経営は改善をしたということでございます。こうした状況を繰り返しながら、それでも病院が維持できなくなるという、これは先ほども申し上げましたように人口減であるとか、財政の状況がきたときには当然、今の体制を見直ししなければならないと思っております。それがいつかということにつきましては、それは今の時点で、いつというふうには申し上げることはできませんが、しか

しその時点になって、この慌てて体制の見直しをするということにはならないと思います。したがって、それはある程度予想がつき次第そういった相談をさせていただくということになると思いますが、現状そういう状況ではないと認識しております。ただ新病院の建替えについて質問がございました。当然新病院の建替えにつきましては、今の人口の状況、そしてこれからの人口の推計、あるいは財政状況というのは、これらを十分考えた中で作っていかなければならないと。なぜかというと新病院については、建替えをすると30年以上維持しなければならないという状況になるわけでありまして、その辺は慎重に考えていかなければならないと感じているところでございます。財源につきましては冒頭合併特例債と申し上げましたが、これらばかりでなく有利な起債あるいは補助金なども十分入れることも想定しながら、そのためにはどうしなければならないのかについても、今後詰めていかなければならないと考えております。いずれにしてもせたま町の将来の医療体制のあり方など十分考慮をして計画が作られると考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 7番、大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま議長より発言の許しがございましたので、町長に一つ質問というか、要望というかをさせていただきたいと思います。

北檜山区の町道山麓通線と国道229号線、真駒内神社下の交差点でございます。の安全対策についてお話させていただきます。

今年の4月6日、春の交通安全運動初日に、生コンミキサー車と乗用車の衝突事故がありました。幸いにも人身事故とならず物損事故で済みましたが、過去においてもあそこの交差点は、随分事故が多い交差点であります。現在のところ手動式の手押し式の信号機はあります。その手押し式の信号機を今度は自動式にしていれば、こういう事故は少なくなるかなと考えております。私も交通安全のときにあそこに何日か立たせていただいた時に、そういうふうなことを感じて私はこうやってお尋ねさせていただいております。お聞きしますとこの信号機は公安委員会の担当でございますので、町の持ち出しは無いということを担当課から説明をいただいておりますけれども、順番があると思います。あそこにつけていただくのは警察、公安委員会の担当だと思いますが、何とかしてその自動式の信号機などをつけていただくように町側から要望していただければいいのかと思いますので、その辺を町側から要望をしていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大湯議員のご質問にお答えします。

質問につきましてはわかりました。要望させていただきますということになります。

ご指摘の箇所につきましては、町内の交通安全上において注意すべき交差点の一つとして認識しております。当該箇所は、国道229号線に係る横断歩道に手押し信号が設置されている交差点であり、せたま警察署の調べによりますと平成25年度以降、平成25年8月17日及び今年4月6日もなりますが、ご指摘の事故を含め2件の物損事故が発生しており、その原因といたしましては、いずれも町道山麓通線側の一時停止において左右の確認不足によるものであります。当該交差点の安全対策については、これまで国道管理者の函館開発建設部はじめ、せたま警察署、町の三者で交

差点に係る安全対策協議を行い、国道側に死角の状況確認が直視できるようカーブミラーを設置して、安全性の向上を図ってきたところですが、より安全性の向上を図るためせたな警察署を通じて信号機の設置について要望させていただきますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員、ちょっと時間中途半端なんですけども、最初の質問やりますか。非常に苦しんでおりますこちらも判断に。

○9番（平澤 等君） 議長の判断にまかせます。

○議長（菅原義幸君） あなたの判断伺ってます。時間の長短の問題ありますので。

○9番（平澤 等君） 1問だけ伺います。

○議長（菅原義幸君） わかりました。

9番、平澤等議員。

○9番（平澤 等君） ただいま議長から時間の配慮いただきまして、なんとかお昼の時間に間に合うように第1問目終わらせたいと思います。町長よろしくお願いします。

通告してございましたように農漁業等チャレンジ支援事業等についてというタイトルでございます。平成29年から3カ年計画で策定された農業、漁業チャレンジ事業、今年度は商業チャレンジ事業も実施されることが先の予算の審議で町長が述べられております。農業においては、経営規模拡大及び経営基盤強化を目的として実施されており、利用者から好評を得ております。このチャレンジ事業は、せたな町単独の施策として町外からも注目されており、町内関連企業にも経済効果が顕著に表れ、非常に効果的また有効な事業だと思います。昨年の各チャレンジ事業の利用実績、効果等を踏まえ、より効果の高い事業となるよう今年度の取り組みについてどのように考えているか。また平成31年度で事業が終了したあと、どのような事業展開を考えているのか、合わせて町長の所見をお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員のご質問にお答えをいたします。

このチャレンジ事業は、農漁業者の経営発展や所得向上に向けた規模拡大などの取組を行い、経営基盤強化を図ろうとするものであります。平成29年度から平成31年度までの3カ年の事業として現在実施しております。農業チャレンジ事業の昨年度の実績としまして、振興作物、新規作物及び新栽培技術導入等42件、7組合、総事業費2億1,038万8,000円、助成額4,356万5,000円、また6次産業化等支援事業は2件、総事業費1,028万2,000円、助成額190万7,000円であり、合計で51件、総事業費2億2,067万円、助成額4,547万2,000円となったほか、漁業チャレンジ事業においては、養殖漁業拡大やコスト低減対策、付加価値向上対策など15件、総額で事業費2,438万2,000円、助成額695万5,000円となったところであります。また現在、両事業とも平成30年度の申請を随時受付をしておりますが、農業では両農協等からの要望額が振興作物、新規作物及び新栽培技術導入等で42件、15組合、総事業費2億8,150万4,000円、助成額6,882万9,000円、また6次産業化等支援事業は1件、総事業費188万1,000円、助成額62万7,000円であり、合計では78件、総事業費2億8,338万5,000円、助成額6,945万6,000円の要望となっております。

漁業においても、既に今年度交付決定した案件のほか、新規でホタテ養殖やサケ定置漁業を始めにあたり船舶等の購入要望がきており、新たな操業の掘り起こし等に繋がっております。この状況をみましても、この事業が生産者にとって非常に効果的で活用しやすい事業であると考えておりますが、今年度においては1年目においてチャレンジを行った生産者の取組などの聴き取りを行い、この事業の効果や検証を行って参りたいと考えております。

この結果などを踏まえながら、チャレンジ事業の最終年度である平成31年度までしっかりと事業を実施し、経営の規模拡大や経営基盤の強化、さらには機器導入により省力化が図られ新規作物等へのチャレンジが図られることと期待しているところでございます。

事業終了後の平成32年度以降については、町の農業振興計画、また各農協の振興計画や漁協の事業計画などの推進に資する事業を展開していきたいと考えておりますことで、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 町長には内容について丁寧な中身説明があったと思います。町長がお話したとおり30%、100万、共同の場合200万ですか。この中ではこの内容について3倍以上の事業量があると。よってそれも町内業者を主にして使うということで経済効果が非常に高いものがあるというのは、先ほど、私の質問内容で言いました。それで今回質問をさせていただいたのは、31年度に事業が終了したあとどうするんだということ、これが私の大きなメインなんです。32年度こういった事業について農業者からは、私の質問内容に書いてございますように非常に期待され、また好評を得てるんです。これを何とか継続していただけないかっていうことで、今回タイトルは3カ年で終了します。31年で終わるということなんです。そしてまた個人の方については、1形態1回ということでの制限でございます。それを複数回なんとか利用できないかということになると、その縛りからいくと今回3カ年計画だから、それが終了したあとでなければそれは有効でないということなんです。だから今の農業振興計画、さらにいろいろな計画に対しても町長としても今の考え方で、これを継続するということは、ここの地域の農業者はもとより、せたま町の経済効果、それから事業者にとっても農業者にとっても非常に景気対策についても有効な手段であると考えてございます。今の町長の中で、これからというのではなくて今の考え方、町としての考え方はやはりこういう希望者が多いということは、やはり応えるべきだと思うんです。そういった点で再度、町長に32年度以降もしますよということがあれば、やはり農業者またその他その形態によっても、それに向けた中での経営に対する努力、また所得向上政策について前向きにどんどん検討していくということで有効な手段と思います。そういった面ではやはり町長の考え方についてしっかり述べていただきたいと思います。

以上で第2問の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず、先ほどもこの事業の効果や検証をしっかり行ってまいりたいという答弁をさせていただきました。十分行って判断をさせていただくということになると思います。本町の農業につきましては、これは漁業につきましては町の主要産業でございます。しっかりこれは育てて発展をさせていかなければならないと考えているところでございまして、町としましてはさまざまな事業、農業、国や道の補助事業をはじめ、さまざまな事業を通し

てそうした農業基盤の整備を進めておりますし、また経営基盤の強化についても取り組んでいるところでございます。久しぶりにいい事業ということで組合員のみなさんはもとより議会の皆さんにもお褒めをいただいたということにつきましては、本気にうれしく思っているところでございます。しっかりこれからも農業、漁業振興に取り組んで参りたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） それではこれもちまして午前の一般質問を終わります。
休憩に入ります。再開は午後１時といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。
一般質問を続行いたします。

9番、平澤等議員。

○9番（平澤 等君） 2問目の質問に入らせていただきます。今日は6月21日夏至でございます。昼が一番長い日でございますけども、昨今の天気情勢から考えますと5月の中旬は天気よかったです。6月に入ってから本当に寒い日が続き水稻についても分けつが全然進まない。出ていけない。また牧草についても収穫が始まっていますけども、収量がいまいちという報告を受けております。そういった中で、この出来がちょっと心配される中、今回のせたな町の農業振興対策という題目で町長にお伺いいたします。

町政執行方針によると、活力に満ちた産業として第1次産業を基幹産業として位置付け、最重要性を町政の執行方針に示してございます。先般、国はTPPイレブンの国会承認を決定し、関連法案の審議に移行する情勢になっております。TPPは言うまでもなく関税を撤廃した自由貿易を示すものであり、生産環境の異なる日本農業としては比較の議論の対象とならない。ほかに加えて、食糧の安全保障や国内自給率の向上を全く望めないものでございます。一方、国策においては本年から水田主食用米に係る直接支払制度が廃止されました。さらに燃油の高騰が続いており、農業経営に深刻な影響が生じると懸念されております。更なる農業振興対策を講じる必要があると考え、以下の4点について町長にお伺いいたします。

①農業センターを活用した新興作物の研究・開発方針はどうなってるか。②経営体基盤強化の方策はどう考えているか。③総合型農地基盤整備の推進策はどうするのか。④新規就農推進策と担い手確保対策をどう考えているのか。

以上4点について町長にお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目の質問にお答えをいたします。

4つの質問ございました。まず1点目の農業センターを活用した振興作物の研究、開発方針についてですが、農業センターでは各農協や生産部会、種苗会社などからの要望により試験を行なっております。本年度予定している試験事業は新規が8事業、継続事業が16事業、計24事業で品種

比較試験や栽培技術、病害防除などの試験を行うこととしております。今後におきましても各農協や生産部会などからの要望によりまして試験等を実施して結果を提供していきたいと思っております。

2点目の経営体基盤強化の方策についてであります。町では昨年度から経営体の基盤強化を図るため、農業チャレンジ等支援事業を実施しております。実績等についても先ほどの質問にお答えしたとおりで、農業者の経営基盤強化が図られたものと考えております。また土壌診断推進事業それから檜山北部広域連合会の施設運営経費の一部を補助したり、優良家畜導入事業あるいは中山間地域等直接支払交付金事業や環境保全型農業直接支払交付金事業等、さまざまな支援により経営体の基盤強化を図っており、今後においても各関係機関と協議を行い農業者の経営基盤の強化を図っていききたいと考えております。

3点目の総合型農地基盤整備の推進策につきましたは、現在、愛知地区で道営経営体育成総合整備事業やせたな町全域で農地耕作条件改善事業を実施しているほか、平成32年度から施工の若松地区道営経営体育成総合整備事業や計画中のトンケ地区の道営経営体育成総合整備事業があります。これらの基盤整備事業については農業者の要望により生産基盤の整備をしっかりと進めてまいりたいと考えております。また町では基盤整備に係る農業者の費用の負担軽減を農業競争力基盤強化特別対策事業や農業経営高度化促進事業を活用し、国、北海道及び町で負担しながら農家負担の軽減に努めているところであります。今後におきましても関係団体と協議をし、農業者に有利な国や道の事業を積極的に活用しながら農家負担軽減を図り、農地基盤整備を推進していきたいと考えておりますのでご理解願います。

最後の4点目です。新規就農推進策と担い手確保対策についてですが、町独自支援策として産業担い手育成事業や新規就農研修支援事業は、町外から担い手を呼び込む重要な対策であることから、継続して実施していきたいと考えております。新規就農者に対する研修や実習については、せたな町農業担い手育成センターやせたな町農業担い手受入協議会などを通じて、町内の農業者や法人などで研修などを実施しております。受入協議会につきましては、現在、新函館農協若松基幹支店の受入協議会が活発な活動をしており、北檜山町農協においても新規就農者の受入体制整備をしてほしいと考えております。また新規就農者の確保、育成などを目的とした新規就農研修支援事業については、各関係機関の要望により補助金額を月6万円から12万円に充実を図ったところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。

ただいま町長から説明あったまず①ですが、農業センターの活用について24項目において精力的に進めているということでございます。この内容については、農業者にとって非常に期待される作物、今回の町政執行方針にもあったように、ブロッコリー等の育苗については生産者から好評を得ております。そういった中について時代に合った中で今後とも前向きにどんどん取り入れていただきたいと思いますので、町長の答弁で結構でないかと思います。

次に経営体基盤強化方策についての②ですが、これについては午前中に質問いたしました農業チャレンジとリンクする点がございます。この点についてちょっと逃した部分がございますので、町

長に考え方を伺いたいと思いますが、この経営体基盤強化対策の中で農業チャレンジの中にございます、定年帰農者に対する補助ですか。それに対して残念ながら現在のところ定年帰農者に対する者の該当が今のところ無いという調査が出てございます。そういった点について、内容について細かくは申し上げませんが、46歳から65歳までの間の事業費約380万どうのという基準ございますけども、今回これに該当する方がいなかったということで、今後こういった方についても、定年帰農者について前向きに取り組んでいけるような姿勢について、町長はどのように考えているのか。またこれに対して進めて行く方法について再度答弁願いたいと思います。

それから総合型農地基盤整備事業についての推進でございますけども、これについては生産効率を高め競争力のある農政の攻めの農業に向け、担い手の農地集積を加速化するという事でタイトルが農業競争の強化もしくは農地中間管理機構、こういったものについての事業推進が国策としても進められているわけですが、町として現在取り組んでいる事業に、さらにまた近隣町村ではこれに向けたかなり大掛かりな事業、補助率の高いものがあります。今、私たちの町の基盤整備は概ね終了してございますが、昨今のGPSを利用した無人化による機械の利用による作業効率を図る点からいけば、今までの区画整理、面積では少し物足りないことが生じるのではないかとということで、さらなる基盤整備が農業者からも求められてくるのではないかと思います。そういった点について、さらに一歩進んだ考え方に対しての町の取り組み姿勢、先ほど関係団体等とございましたけども、町独自としてどういう考えがあるかということを示していただきたいと思います。

それから4点目について、今回はこの新規就農対策と担い手対策、これはチャレンジ分も重なった点もございますけども、この点について一つだけお伺いしたいのは、いろいろな事業を精力的に町は行なっていると思うんです。ところが残念ながら成果は出てるんですが、極めて少ないんです。要するに担い手は農家戸数が減る一方であり、担い手は確かにいるんですが、これにもっとしっかりとした担い手を要請していかないと、せんな町の農業これについては先細りになってしまうおそれがあるんです。そういった点について、更なる何か新しい力を加えないと維持できないのではないかと懸念があるわけなんです。そういった点について非常に抽象的で申し訳ございませんけれども、町長としての考え方を今一度表明していただきたいと思います。

2回目の質問終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。

まず答弁を求められませんでした。農業センターにつきましては、これは町でも期待をしている施設の一つでございます。農業の振興発展のために農業者の皆さんには大いに活用をしていただきたいと思います。皆さん方の要望に沿ってしっかりとさまざまな試験など取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また大変農作物の生産に重要な土壌の診断、これらについてもしっかりと診断をして、適切な肥培管理、品種管理をして良い農産物の生産に結び付けていただければと思っております。

次に2つ目の経営体基盤の定年帰農者の関係でございますが、これらにつきましてもチャレンジ事業ではこれに対応して現在いるところでございますが、新規の定年の方々もおられます。さまざまな条件の違いもございますことから、これについて検討を加えてまいりたいと思っております。

それから3番目ですが、競争力のある攻めの農業をどう作っていくか、構築していくかということだったと思いますが、今新しい技術もどんどん出てきております。例えば、議員言われましたGPSの対応できるそうした補助整備ということも、もちろん進めていかなければならないと思いますし、あるいは経営の強化ということでは高収益作物の導入であるとか、あるいは付加価値の高い農畜産物の生産、例えばこの農場HACCPへの取り組みなどによって食品の安全性、環境安全、労働安全に関する法令を遵守して、これらの実施記録、点検評価いわゆるPDCAサイクルを構築することによって農業生産活動における工程の管理、改善を行うといった取り組みによって付加価値の高い農畜産物の生産が可能ということもございますので、こうした新しい時代にあったそして競争力の十分発揮できるグローバルの時代に入っておりますので、こうしたせたな町での農畜産物の生産については、ほかの地域とは違いますということをしっかり言っていけるような、そうした体制作りもこれは農協にしっかり取り組んで行ってほしいと思っております。そのためのそうした取り組みに対する支援についても、これから考えていかなければならない。いずれにしても現状の農業の経営のレベルを更に1段も2段もアップできるような、そうした向上心を持った取り組みを農家の皆さん方にはお願いをしたいと。町としても積極的にそういったものを支援していかなければならないと考えているところであります。

それから新規④の担い手の確保などにつきましては、これは現在、良い経営をしているところには比較的后継者がきちっと育っていると、残っているという状況が見受けられます。そういったことから農業者自ら後継者を残す経営を継続する努力をしていただきたいと思います。農業というのは1代で完成できるものではございませんので、せっかくこれまで構築してきた経営基盤というようなものにつきまして、後継者に経営を移譲していただくというのが一番望ましい姿であります。しかしこればかりで対応できるという状況では現在のところございませんので、担い手の確保につきましても、これからしっかりと取り組まなければならないと思っております。町としまして、現在、先ほど申し上げましたような支援策を講じながら取り組んでいるところでございますが、これはいろいろ他の市町村などの取り組みも勉強させていただきながら、せたな町としてやるべき対策、支援策をしっかり打っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 3回目の質問をさせていただきます。

今4点質問した中で、1番、2番、3番については町長前向きに取り組んでいかれるということなので今後の政策、施策については十分注視し、また期待してきたいと思います。ちょっと気になる点があったのは新規就農等担い手対策、これについてはもっと細かく何かの機会に質問させていただきたいと思うんですが、今回の場合、先ほど申し上げましたように、さまざまな対策、担い手の新規就農に対するお祝い、またはその条件緩和それから技術的なこととか、そういった新規就農者の受入協議会というのを作った中で取り組んでいるのはわかるんですが、ただ成果ですか、今までの中で離農されていくそういった農家の数と新しく担い手、それから新規に入って担い手としてこれからやっていく方、その数が余りにも離れてるんです。何とか近づいてくれば、ある程度の農地の集積についてはわかるんですが、これについてももう少しせたな町として町長の中で、前回、去年ですか、チャレンジという本当に管内でも珍しい事業を展開したとなれば、この新規就農に対

する奇抜なアイデアを持った中でしっかり農業者に対しても、これは農業者だけでなく漁業者、商業者皆さんについても、第一次産業については同じことが言えると思うんですが、そういったものに対して何かしらの確保する。担い手を育成するというようなことの独自の何か町長の考え方があれば、それを出していただいて、その中で今よりもさらに成果のあるような内容についての政策、施策を行っていただきたいと、このように切に望むものでございます。私は今までやっていないとは言いません。一生懸命やってもらっています。ただ成果が少し乏しい、そして先細りになっていくということがあるので、その点についてもう少し前向きな考えがあればお伺いしたいと思います。

以上3回目の質問終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは最後のお答えをさせていただきます。

新規就農の推進策と担い手確保対策について改めて質問をいただきました。農家の減少と担い手の確保とのバランスが取れてないというご指摘でございました。全くそのとおりでございまして、今の状況ではなかなか農家減少を抑えられるだけの担い手の確保には至ってないと思います。したがって、さらに担い手確保対策については力を入れなければならないとは思っているところでありますが、一方で農業の将来を考えますと、やはり今の規模では必ずしも十分、今の時代に合った農業経営、将来に向けて攻めの農業ができないということも事実でございますので、これは地域の中心となる中核農家をしっかりと育成することも大事でございます。したがって農家の規模を拡大と担い手の確保ということでバランスを取っていくのが1番良いのではないかと考えておまして、いずれにしても農家人口の減少というのはこれは避けて通れない話でございまして、しかし農業生産の維持あるいは農業生産の拡大ということについては、しっかりこれからも意を配して町として取り組んでいかなければならないと思っております。これは町だけではできるものではございません。農協それから農業者の皆さん方のご協力も必要でございますし、何よりも農家自身が自分の経営を維持、継続、発展、拡大をしていくという、そういう強い経営理念、経営の信念に基づいて夢のある農業経営をしていただかなければならないと思っております。しっかり考えて支援していきたいと思っておりますことで、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 10番、大野一男議員。

○10番（大野一男君） 議長より質問の許可をいただきましたので、町長に1問質問させていただきます。

I C T情報通信技術活用、研究機関との共同事業による漁業振興への取り組みについて、町長に所見をお伺いします。

平成30年度予算に、様々な漁業振興に係る予算を計上し、前浜振興、増養殖事業の振興を積極的に図ってまいっております。近年、I C Tの技術革新は、様々な分野でその応用を広げ、その活用が多岐にわたっております。I C Tを活用した漁業の効率化への取り組みもさまざまな海洋調査、漁業分野でその事例は謙虚に見られるようになってまいりました。公立はこだて未来大学の研究グループはマリンI Tラボを活用し、漁業者と一体となって近未来型の水産業を実現する情報技術の研究を行っております。平成15年から留萌市においてはナマコ資源保全のI T化実証実

験を行い、その一環として漁師にタブレット端末を持たせ、ナマコ資源効率化を計画的に漁獲するための漁獲量を記録するアプリを開発し、平成23年度からは、同市においてiPadを活用し、ナマコ資源の管理を行い、ナマコ漁の計画、効率化を図ってきております。

また平成29年度総務省が全国17件に交付する情報通信技術活用事業補助金を利用し、奥尻町ではこの補助制度を活用し町や漁業者が作るICT漁業推進協議会を設置し、本格的な運用に向け意見交換、協議がなされているところであります。近年、地球温暖化と様々な海洋の変化が取りざたされております。こうした現象に適切に対応し科学的な根拠を持って、漁業に係ることは、これからの漁業振興を図る上でも必要不可欠なものであると考えます。当町においてもぜひこうした実態、動向を的確に捉えて、こうしたICTを活用した漁業効率化へ具体的にに取り組むことが前浜振興にも増養殖事業にもつながると考えます。町長の所見をお伺いいたします。

また八雲町は、北大水産学部と漁業資源の回復に向けた共同研究事業に着手し、紅藻類、ダルスの試験栽培、痩せウニに人工餌を与え養殖する実証実験など共同テーマを設け、本年度から具体的に取り組むとしております。漁業資源の回復に向けた産官学共同事業による取り組みについて、当町において北大水産学部や函館市国際水産海洋総合研究センターの各研究機関などとの協力関係を構築し、共同による研究、調査機関を立ち上げ漁業振興、資源回復、前浜振興、増養殖事業に向けた調査、研究に取り組み、そうして得られた課題、提言を具体的に事業として推し進めて行くことが必要であり、求められていると考えます。

町長の所見をお伺いいたします

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大野議員の質問にお答えします。

ICT、いわゆる情報通信技術を活用したデータ収集とその解析や産学官の連携については、振興策を検討していく上で有益なものと考えております。現在は、操業に関わる海洋状況や漁獲状況の情報が様々な形で公表されていることから、当町においても一部の漁業者はタブレット等を使用し情報収集しているほか、産学官の取組みに関しては、函館海洋総合研究センターに入居する研究機関と行った海藻種苗の育成試験、水産試験場と実施しているマゾイの稚魚生産及び放流効果調査、マナモコのDNA調査などのほか、函館水産試験場の研究成果を漁業者に対して説明していただく機会を設けるなど、連携を図っているところであります。

大野議員の質問にもありましたとおり、道内におけるICTの事例はナマコの資源管理にiPadを活用している例のほか、管内では奥尻町が試験的に活用を進めているところであります。こうしたICTの導入は、資源状況や海洋情報など、水産に関わるさまざまなデータの数値化や見える化に繋がり、これまでの経験則のみに基づく操業を見直す材料となりますが、地域の漁業者全体が意欲的に取り組むことで、はじめて貴重なデータが収集され効果が発揮されるものとなります。当町においては、そうしたデータ収集を目的に操業日誌の提出をお願いしているところでありますが、日誌の回収率も低調な状況であり、まずはこうした取組みに漁業者一丸となって取り組む体制作りや意識の改革が求められている状況にございます。

一方、関係研究機関との事業については、先ほど申し上げたとおり、函館水産試験場や水産技術普及指導所に様々な協力を頂いているところであり、先進的な調査研究が当町を調査海域として実

施されているところであります。今後においても漁業振興については関係機関と連携し、ひやま漁協、漁業者からもご意見、要望をいただきながら取り組んで参りたいと考えておりますことで、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 今、ICTを活用した事例、あるいは共同による漁業振興への取り組みの事例の一部を紹介をさせていただきました。私も知識として得ていない情報もありました。漁業者の意識付けが非常に低いと町長の指摘にもありますが、そういうものを感化してこういう時代が来ているということを積極的に町も一つの情報発信源として進めていくということも大きな仕事の一つであろうと改めて申し上げておきたいと思います。

実は私この原稿を書くにあたって新聞をいろいろ拝読してニュースソースにとさせていただいておりますが、北海道新聞に水産サバイバルという言葉が載っております。目にした方もいらっしゃると思うんですが、いわゆるサバイバルというのは町長どういう意味だというふうに捉えますか。瞬間的に思い当たる言葉があるんだろうと思うんですが、ここを紐解きますと最悪の条件の下で、それを克服し生存を続けること。また、そのための方法や技術、生き残りをかけた術、私はこのサバイバルという言葉、水産という冠の中にまさしく今、水産業界は生き残りをかけた戦いあるいは生き残りをかけた産業振興をしていかなければ、まさしくそういったことを特化して進めていかなければ前浜漁業は衰退していく、取り残されていく。そういう非常に厳しい状況下に水産業界はあるんだという意識付けで、私は水産あえてサバイバルという極めて強烈なメッセージを送ってると感じてます。町長においてもその辺の意識付けを、もっとしっかり持っていて具体的にいろいろなことを進めていただきたいと思うんです。先ほど、平澤議員の質問にもありましたが、漁業チャレンジと日本海振興でさまざまな漁業策がほかの北海道3区域から見て極めて生産も低い、所得も低いということで政策打ち出されてきていますが、そういうことはもちろんですけども、こうしたICT化や共同事業によって根本的に新たな視点で、漁業をもう一度見直していくという動きがあるわけですから、そういうことをぜひ我が町でもしっかりと取り入れて、具体的に事業成果を上げていただきたい。町長にはぜひこの日本海の漁業振興のリーダーとして、その役割を担って前にしっかりと進めていくように図っていただきたいと思うんです。せたな町は漁業を基幹産業として生計を立て地域の経済を担っている地域がたくさんあります。特に大成区は漁業者の経済効果あるいは漁業によって生計を立てているという地域であります。いわゆる漁業の隆盛、衰退は、まさしく地域の隆盛、衰退そのものを意味すると言っても過言ではないと思っておりますし、私も非常に危機感を持ちながら、このことを合わせて進めていかなければならないと思います。町長に対してその辺の意識について、もう一度お尋ねをさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

サバイバルという言葉で危機感を強調しておりますが、まさにそのとおりだと私も実感しております。これまで旧町におきましてもさまざまな取り組み、例えばヒラメの養殖であるとか、取り組みをしたところでございますが、なかなか定着がしなかった。今こういう状況になっているところでございます。今ICTやiPadの話も出ましたが、実はこのなかなかデータが集まらないと。

操業日誌も提出もできていないということの裏には、漁業者特有の自分の漁場は公表したくないというようなそうした考えがあるのではないかと考えております。しかしここまで漁業者が減少して漁業が低調な状況が続いている中で、こうした意識を改革して前に進めていくということが、もっとも今求められる状況ではないかと思えます。そのために町としてはチャレンジ事業などを使いながら、どんどん漁業者の皆さんには挑戦をしていただきたい。これまでさまざまな研究機関、議員おっしゃるように研究機関や大学などで研究が進んでおります。海洋資源の中でも未利用海藻の研究も進んでおりますし、本当に取り組む気持ちがあれば様々な取り組みが今可能ということでございます。今回長磯におきましても秋サケの定置であるとか、またホタテの養殖といったような取り組みも実際に出てきております。こうした取り組みがせたまの漁業を変えろと期待をしているところでございまして、私たち町としまして、こうした取り組みをぜひ漁業者の中からどんどん出てくることを期待しておりますし、檜山漁協におきまして、こうした漁業者への指導体制というものもしっかり構築していただいて、これからの漁業をしっかり支えていただきたい。町としまして当然、そういう中で町としても果たす役割というのは、当然大きいものと考えておりますので、しっかりその責任をこれからも果たしてまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 具体的に1点だけお聞かせをいただきたいと思えます。こういう共同研究機関、函館という材がありまして、そこに先ほど言ったように函館市国際水産海洋総合研究センターには様々な研究機関が入ってます。その他水産関係の研究機関たくさんあります。そういうところとせたま町として具体的に、今後そういう我が町の漁業振興における様々な今チャレンジ事業等行われていますが、その事業推進に当たるいわゆるサポート的な研究機関としてのいろいろな意見や、あるいは合理的、効率的にそういうものを行うための相談機関という位置付け等々、具体的にどこか大学なり研究機関と今後、協議をしてそういう関係を構築していくという動きを町長は考えていらっしゃるのかどうか、そこだけお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

先ほども少し申し上げましたが、町としては研究機関と連携をして漁業者の要望にしっかり応えていくという姿勢に変わりはありません。ただ研究機関と連携を図るにしても課題を見つける。何が課題なのか、何が漁業者がやってほしいのか、何をしたいのかという課題を見つけるということが先であります。そうしたことにつきましてこれから漁協あるいは漁業者の皆さんと膝を詰めてしっかり話し合いをしてまいりたいと思っていることでご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員2問目。

大野議員。

○10番（大野一男君） それでは2問目の質問をさせていただきます。

小学校の外国教育（英語教育）の改正への対応について、教育長に所見をお伺いします。

小学校の外国教育（英語教育）は、平成32年度からは小学校3、4年生まで前倒しされ、年間35単位時間の実施が予定されております。また小学校5年、6年生は英語は教科となり、年間7

0 単位時間の実施が予定されており、外国語教育（英語教育）は大きく変わりを見せようとしております。このこと踏まえて平成 30 年、31 年度を移行期間として現状の 5、6 年生は年間 50 単位時間に増え、加えて 3、4 年生は年間 15 単位時間の外国語活動が始まります。現状、当町では J－ALT を小学校 5、6 年生を対象に週 4 日、ほか随時、各小学校に派遣し外国語活動、英語を実施しているとあります。本年の教育行政執行方針で外国語教育については、新学習指導要領において小学校の外国語活動の授業が増えることから、ALT、外国語指導助手を増員し、児童、生徒の英語力のより一層の充実と向上に努めてまいります。と述べております。

今後、学校現場と教育委員会のこうした派遣事業を通して得られたさまざまな事柄、体験、情報を基に課題を把握し、平成 32 年度移行へ向けた対応、対策の参考とし、その土台作りをしていかなければならないと考えます。また英語が教科となった場合の現場の教諭の能力向上、スキルアップが求められると考えます。さまざまな研究会、研修会に積極的に参加する機会を設け、その促進を図っていただきたいと考えます。また、こうした改訂は中学校との連携も関わって来ますので、そのことも念頭に入れていただかなければならないと考えます。

移行期間での平成 30、31 年度の取組み、対応、平成 32 年度からの 5、6 年生の英語教科化に向けた取組み、対応について教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） それでは大野議員のご質問にお答えいたします。

外国語活動は小学校 5、6 年生が年間 35 時間、中学校は英語の教科として 140 時間の授業時数ですが、平成 32 年度からは、学習指導要領の改訂により小学校 3、4 年生に外国語活動が導入され、授業時数が年間 35 時間、5、6 年生は英語が教科となり授業時数が年間 70 時間となります。なお中学校の英語の時数に変更ありません。

この学習指導要領の改訂に伴う外国語活動等への取組みについては、平成 30 年度及び 31 年度を移行期間として、小学校は 3、4 年生が 15 時間から 35 時間、5、6 年生が 50 時間から 70 時間の範囲で授業を行うことが、国から示されております。しかしながら現状の J－ALT と ALT、それぞれ 1 名体制では国が示す時数に対応することができませんので、本年 8 月から ALT を 1 名増員し、対応することとしております。各学校への J－ALT、ALT の派遣体制であります。平成 30 年度は小学校 5、6 年生に J－ALT を現行どおり派遣し、小学校 3、4 年生と中学校に ALT を各 1 名派遣いたします。翌年の平成 31 年度は小学校 3、4 年生に J－ALT、小学校 5、6 年生と中学校に ALT を派遣し、平成 32 年度からの外国語活動等に対応できる体制づくりを進めることとなっております。また ALT を増員することで外国語活動の幅を広めることができますので、認定こども園や小学校 1、2 年生の生活科の時間などに ALT を派遣し、幼児から中学生まで切れ目のない英語教育の推進を図ることとしております。

教職員の研修については、グローバル化に対応した英語教育指導力向上研修会に、全ての学校が外国語担当教諭を参加させております。今後は道立教育研究所の英語指導力アップセミナーなど、専門的な研修会への積極的な参加を促すとともに、町教育研究会での外国語研修、各学校における校内研修を実施するよう指導して参ります。また既に各小学校においては、文部科学省作成の学習教材、「レッツトライ」、「ウィーキャン」などを使用し、英語に楽しく触れるなど工夫しながら

外国語活動の授業を行っております。

そのほかには、本年度からイングリッシュキャンプや幼児から高齢者までを対象とした英会話教室を開催するなど、町民向けの英語教育の充実にも努めているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再質問させていただきます。

英語教育については、当町においてはJ－ALT、ALTの派遣など極めて先進的にこの状況を見据えて対応してきたという実績は評価していきたいと思います。ただ、今お聞きしますと現状2名、8月から1名、計3名で今後の対応を考えていきたいとお話がありましたが、どうなんでしょうこの絶対数というものについて今後も3名体制ということと言及していくのか、あるいは状況に応じて員数の関係を増やしていくというようなお考えがないかどうかもお聞きさせていただきます。

それから今、英語教育は、我々の時代は読む、聞くです。これが主でした。中学校の勉強、高校入試等も、どちらかというテスト中心でしたけども、今は読む、聞くから書く、話すといういわゆる4技能を高めて英語が日常の中で会話をされる。いわゆる発信力を高めてグローバル化社会の国際化を背景にした人材育成をしていくということが課題として残され、その方向性で小学生にまで英語教育が下ろされてきている現状にあります。私は英語は第2公用語、母国語として位置付けて、私たちの国語と一緒にような扱いで今後も教育現場の中で進んでいただきたいと思います。

それから先ほど、先生方のスキルアップの話がありましたが、本来、小学校の先生は英語の教科専科として現場にいないのではないかと思います。ただ、今後こうした教科化に伴って、ある程度英語の専門性を持った先生の授業が必要になってきますので、そういった意味でより一層、先生方の研修や授業研究の機会を多く設けて、個々のスキルアップを図っていただきたい。この点についてお聞きをします。

それから先ほど、国際交流の関係で若干ありましたが、以前の旧瀬棚町で行われていた事業を、中学生を対象として海外派遣を助成していきたいという事業化が平成30年度からあると書かれていますが、この辺もどうでしょう教育長、将来この辺の枠を予算を付けて、全校に渡ってそういう事業が行われるような施策を進めていくということについては、今の教育長の所見で構いませんが、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 大野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まずALTの体制でございますが、授業時数、その他学校側とこれについては昨年1年間十分に協議をいたしました。その結果1名増やして3名体制が1番よろしいということでございまして、逆に4名体制にしますと時間が余ってしまうというようなこともございまして、学校側の受け入れができないという状況がございますので、この3名が1番ベストだろうということで調整をさせていただきました。それと小学校の関係では、確かに昔は読む、書く、こちらの受験用の英語をしておりましてけれども、これまでの外国語というのがそういう読む、書くだけで、これからはそれに聞いて、話すということに慣れ親しむということでございまして、この学習指導要領ではコミュニ

ケーションを図る基礎となる資質能力を育成することを目的とするというような形に変わっております。この目標は実は現行の中学校の学習指導要領の目標と同じでございます、これが結果的に小学校に中学校の目標が下りますので、逆に中学校に高校の目標が下りてくるということで、中学校の勉強が非常に大変になってきます。現行の語彙が1,200語ございますけれども、これが1,600から1,800に中学校では増えていきます。それに伴いまして高校で習っていた仮定法などの文法が加わって非常に英語のレベルが高くなる状況になります。こうしたことを考えますと当然中学のレベルが上がりますので、小学校の段階で英語の教科をきちんとやっていかないと中学校に上がった段階で中学校によっては英語の学力に格差ができてしまうということができてしまいます。結局、英語を学んだ子とそうでない子では学力差が生じる結果となってしまいますので、本町の中学校では、そうした学力差が生じないよう平成30年度から全小学校、中学校で前倒して英語の教育を行ってほしいと要請をかけているところでございます。

それと研修関係でございますけれども、こちらは次期学習指導要領において英語が正式な教科となりますので、これを受けてここ数年、教員の中で英語の指導力向上を図るための研修が行われているところでございます。こうした流れを積極的に取り組んで研修を行なっている教諭も本町にはおります。参考までに申し上げますが、例えば平成28年度に東京で開催された英語教育に係る研修会に参加し、モジュール学習や評価方法などを学んでおります。また平成29年度には秋田県の国際教養大学で行われた英語活動の研修会、そして檜山教育局開催の外国語活動の研修会に参加し、さらには札幌市で行われた外国語活動全国大会などに参加をして研鑽を重ねているところでございます。またそうした研修会を受講したことにより冬休みですとか、夏休みにネイパル森で行われたイングリッシュキャンプに講師として派遣をしている先生がいるということで、研修が非常に生かされているところでございます。この研修については、各学校に外国語活動推進教諭、こういう先生がおりますので、その先生を中心に校内研修を実施していただいたり、町の教育研究会または北海道が開催するさまざまな研修会に今後も出席するよう指導をしてまいりたいと考えているところでございます。

国際交流につきましては、こちらは国際交流推進協議会という団体がございまして、そちらの事業になっております。そちらでは今年度中学生を15名程度受け入れして海外派遣をしたいという考えでおりますので、そちらと調整をしながらどのくらい中学生を派遣できるのかということでございまして、予算の兼ね合い、学校授業ではございませんので、そちらについては推進協議会とお話を詰めていきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

◎日程第6 町政のあり方に関する調査特別委員会報告

○議長（菅原義幸君） 日程第6、町政のあり方に関する調査特別委員会報告を行います。

熊野副委員長。

○11番（熊野主税君） せたな町議会町政のあり方に関する調査特別委員会調査報告をいたします。

平成30年3月15日、第1回せたな町議会定例会において設置された当委員会は、委員会構成を含め4回開催し調査いたしました。

調査結果として、専決処分に関する一連の問題について、議長より高橋町長へ次の5項目の提案をし、平成30年5月17日両者協議の上合意した。

1、継続調査中の案件は議会の反対を押し切って専決処分することは不適切な行為であり、今後、常任委員会等で継続調査中の案件の専決処分は、再び行わないこととする。

2、議会側は、案件の迅速な調査に努めるとともに、行政側は早期の報告と十分な資料提供に努める。

3、議会側は、平成28年度せたな町一般会計決算の畜産クラスター関連数値の減額修正要求を凍結する。

4、議会側は、若松・瀬棚米飼料利用促進協議会に対する補助金の返還要求を凍結する。

5、4月12日開催の第2回臨時会で町長が表明した処分相応の措置をみずからに課するとした件は、6月開催の第2回定例会で処理する。

以上、当委員会は5項目の合意をもって調査結果の報告といたします。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) お諮りいたします。

本件についての委員会報告については、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

以上で、町政のあり方に関する調査特別委員会報告を終わります。

◎日程第7 議案第13号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第13号第2次せたな町総合計画基本構想策定についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

大野委員長。

○10番(大野一男君) 平成30年4月17日、第3回せたな町議会臨時議会において、本調査特別委員会に付託された議案第13号第2次せたな町総合計画基本構想の策定について調査の結果を報告いたします。

当特別委員会は平成30年6月5日委員会を開催し、調査した結果、議案第13号は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く10名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので、本議案は、質疑を省略し討論、採決に入ることを進言して、第2次せたな町総合計画基本構想調査特別委員会の調査報告といたします。

○議長(菅原義幸君) 本件につきましては、議長を除く10名による特別委員会で審査を進めておりますので、質疑を省略し討論、採決に入られるよう委員長より進言がありました。委員長進言どおり取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、委員長進言どおり質疑を省略し、直ちに討論、採決に入ることに決しました。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号第2次せたな町総合計画基本構想策定について、特別委員会委員長の報告は可決であります。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、議案第13号については、委員長報告どおり決しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時10分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第8 請願第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、請願第1号せたな町福祉バス導入に関する請願についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

大野委員長。

○10番（大野一男君） 平成30年3月30日、第1回せたな町議会定例会において、当常任委員会に付託された、請願第1号について審査結果を報告いたします。

当委員会は5月16日、6月12日と委員会を開催し審査をいたしました。

審査の結果、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（菅原義幸君） 報告が終わりました。質疑を許します。

細川議員。

○1番（細川伸男君） この請願ですけれども、採択すべきということで結果的には導入を採択することなんだろうけれども、この導入というのはどういう意味かわかりませんので、お聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 本請願につきましては5月16日、6月12日と2回にわたって慎重に審査をさせていただきました。経緯、経過をまず述べさせていただいて、ご理解をいただきたいと思います。まず5月16日の調査の段階では、この請願書の文言の中にあります現状年1回の利用

制限では会の活動等々に支障を来しているというところに請願の審議がありまして、この福祉バスの利用回数が年1回であるとの利用制限によって、活動に不便を来しているのではないかと指摘がなされ、町からその利用制限について今後見直し、改善を図り利便性を確保し事案の改善に努めていきたいとの町側の姿勢も示されたところであります。それを受けまして、もう一度6月12日にその報告を確認するとともに、今後の対応について更なる議論を深めてまいりました。当初、資料としてバスの運行状況等々の資料を出されましたが、そこに福祉バス運行代替分バス借上という事業例も出ておりましたので、その辺も含めまして、また現状福祉バス運行代替分バス借上の運用は、本事業を推進するに当たり極めて懸命な方策の一つであり、今後の十分な予算を確保し、必要に応じ潤沢な対応ができるよう周知運用を図っていただきたいという意見も出されております。

今後こうした取り組みによって当該団体、利用各団体の理解を求め事業の推進を図っていただきたいという意見を総務委員会の総意として意見をまとめた上でこういう請願を諮りました。結果として採択となりましたが、この前段にある請願者の願意について委員会としては、そういう今読み上げました利用回数の改善であるとか、あるいは事案のバス借上の運行の潤沢な運用等々で、こういうものを今後しっかりと改善していくということも合わせて福祉バスを導入するという考えの下に事業の改善を図っていただきたいということで採択となりました。今細川議員から導入という見解についてというお話がありましたが、様々な形でバス借上等も含めて、こういう代替にできるバスを導入することで、事業の改善が図られるということで委員会として採択という結論を出したということであります。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） ただこれ請願書の内容見ますと、目的というのはバスを1台購入してくださいという請願の内容だと思います。今委員長の話を聞くと、町で運行状況などなどいろいろ協議して、購入じゃなくて要するにそういう支障のないような運行を進めていきたいという話でございましたので、そうなってくると請願書を出された目的は、あくまでも購入でありまして、その購入するためのプロセスを要するに導入してもらって、そこで協議してもらって買うか買わないかと私は判断するんですけども、今の委員長の考えであれば購入じゃなくて、私も運行状況の経緯も見ましたけども、そういう運行状況のきつい中で今の段階では大変だと。だから町でその状況を鑑みて、今後、利便性に支障のないようにしていくんだということのお話でしたので、この請願書の請願の内容から見るとちょっと違うのかと私思いましたので、質問したので、その辺の見解をもう一度、委員長お願いします。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 細川議員の質問にお答えさせていただきます。

請願書の全文あるいは後段読み上げますと、バスを導入していただくようにという具体的な請願であるということは、委員会の議論の中でも委員の中からも出ておりました。ただ具体的にバス1台を購入するというよりも、今言ったようなさまざまな利用回数の撤廃であるとか、あるいは代替バスを潤沢に運行することで請願されている団体の願意について十分配慮し、今後改善がなされるということも含めて、先ほど来お話ししたように採択という運びをさせていただきました。具体的にバスを導入するしないという事案については、町長にもその辺について、今のせたな町のバ

スの運行について現状、保有バスが3台それから瀬棚区にあります寄贈バス1台、4台で現状運行されているという状況も含めて、今後の推移についてお尋ねをした経緯もありますが、今の状況の中で運行していきたいというお話もありましたが、将来こういうバスについても何らかの形で更新の時期が来るのかということも含めて、その辺の先のことも見通しながら導入ということも念頭に入れながら事案を進めていただきたいという意味も含めて、採択をしたという解釈をしております。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） ただこれ請願を出した人の趣旨は目的もあって請願って出されているものですから、やはりその目的をきちんと、これなぜかというのは委員会で採択した以上は委員会の責任あるんです。その後、委員会としてどうするんだと。請願の内容を見ると私は目的は購入してくださいということで、そのお考えをぜひ委員会でも導入していただいて協議してくださいという趣旨の請願だと思うんです。それを何て言うか請願を出した人の話を聞いたか、聞かないかわかんないけども、導入であればまずいというのであればこれ出されないし、導入もするけれども、例えば今言ったようないろいろ町で協議して、それも含めてというのであれば、きちんとした内容を採択の中に盛り込むべきであって、ただ今の採択というのであれば、この請願とはちょっと離れているのかと私感じるもので、これをこれから採決という運びになっていくんだらうけれども、これであれば採決するにしても、なかなかジャッジしがたいようなそういう協議だと思いますけれども、もう一度、委員長その辺の考え方どうなんですか。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 具体的にバスを導入してほしいという最後の一行がこの請願の主眼である、願意であるということは私たちにも十分読み取れたところでありますが、前段申し上げたように、その背景にある利用制限であるとか、あるいは代替バスの潤沢な運用等を進めることによって、この請願者の願意が満たされるというお話が中心の議論になりました。そういうことを町にもきちんと質した結果、町はその方向をきちんと整理するという一定の意見といいますか、町の意見も伺いましたので、その方向で皆さんにお諮りしたところ採択でいいということになりました。ただ具体的なこの文言から読み取れるバスの導入に関しては、先ほども言ったように今町がバス事業運行上で保有してるバスが現状3台あります。そのほかに瀬棚区で寄贈されたバスが1台あるということで、そういうバスの保有の絶対数というものを町が今後どのように考えていくかということも含めて、然るべき時期が来たときに新規のバスを導入して、こういう全体の事業を補完していくということは必要だと捉えておりまして、採択ということで結論を出させていただきました。

○議長（菅原義幸君） ほかに質疑はございませんか。

○1番（細川伸男君） 3回で終わりですね。

○議長（菅原義幸君） 3回で終わりです。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 私も細川議員とはまたちょっと感覚違いますけど、委員会採決というそれをこの議会が最終的に意思表示をしなければならないという話の中から行ったときに、今回のこの委員会採決、この福祉バスが2年前に廃止になった時も当然、当委員会で調査項目となっているし、その辺の結論を出している事案だと私は思います。それとくしくも今年の予算委員会から全議員共

通の認識の下にせたな町地域公共交通含めた住民の足に対する、いろいろなニーズに対する足の確保を含めてきちっとした形の計画を早期に立てて実行しなければならないと。これも委員長もご案内のとおりだと思います。そういう中からいって私は町のいろいろな事業精査、そういう形の中でこの福祉バスもある程度、町が導入して維持することに関しては町としても大変な負荷もかかるし、そういう形の中ではなかなか難しいという結論の中で、こういう状態で今最低限の運用していると認識してございますが、そういう点からいったときにここで見ますと、福祉バス自体は瀬棚も大成もあるので、とりあえずできれば導入していただきたいと。そういうような感じの、今まで2年間の形の中でこういうそれなりの不便さを含めて、所管の委員会の中でも研究調査したわけでもないし、請願が出て来て初めてされたと思うんですが、それはやれるものであればこれはやってあげることに越したことはないんでしょうけども、今のバス導入ということからいくとあくまでもハードの面での機器的な導入と、それからそれに対する運用の担保をきちんとしてくださいということとで採択しなければならないと思います。まだ私はそれで採択をするという段階まで行っていないような気がするんですが、委員長その辺について、再度今の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 繰り返しになって申しわけありませんが、この請願の願意について当委員会でも皆さんで議論をしました。最初の5月16日には前段の利用回数の制限が非常に福祉団体の活動に支障を来しているという委員会の指摘がありました。それも含めて町側からその辺の改善について具体的に意見をいただいたということでもあります。また参考資料の中に今あるバスの運行でどうしても適応できない分については、福祉バス運行代替バス借上によって対応しているという資料もいただきました。この辺も潤沢に運用することで請願に対する願意については満たされていくであろうと思ってます。そういう中でその改善を図っていくという前提の中で福祉バスを導入していただきたいという具体的な請願でありますので、その辺についても前向きにぜひ検討していただくということも必要だろうということで、委員の皆さんの判断4名の賛成でこのような結論を出させていただきました。町の福祉バス運行の業務実態等々、アウトソーシング等の実態からいきますと整合性に欠けるという部分が今の真柄議員から指摘がありましたが、その辺についての今後の対応については、請願を出した委員会としてもしっかりと町との意見等をお聞きしながら、調整に努めてまいりたいとそのように考えております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

8番（真柄克紀君） まず先に言った1点目の地域交通等の兼ね合いも含めた中での委員会としての考えについては今言及されませんでしたので、そのあともう一度、委員長のご意見お伺いしますが。今くしくも委員長の言葉からも出たとおり今の町の、それは行政サービス、住民サービスいくらかでもやってあげたいということは事実。それはわかりますけども。これは新町計画の中でもいろいろと議論した上で、町としてもこういう形でしばらくは進む中で、住民のニーズに応えるという形で今来ているものが、突然こういう形の中で陳情、であれば陳情上がればそのほかの分野でも、私は所管の関係からいってもスポーツ少年団からもいろいろな形での運用の必要性は相談されています。しかしこういう形で上がった陳情、これ見ますと、このところに書いてあるのが、この会がってことは5人の連盟ですけれども、この連盟が全体で合意した中で一つの請願の会というの

ではなくて、各5人がそれぞれに陳情したのを受けたという形になるんですね。そういうことでしょ。これは受けるのであれば5つの団体に対してそういう形の請願を受けたのでやりますよっていうことになるんですか。だからその辺も含めて内容と、それからくしくも委員長言ったように整合性が今のところ取れないということであれば、むしろ今回採択せずに、もっと調査してそれから町のほうとも議論したって全然問題ないじゃないかと。それと私たちが最終的な形の判断するときでも、それはどちらかというところに対して賛成できる形も出てくるのではないかと。私も北檜山区の議員としたときに、この請願をされた方々からまたいろいろなことと言われるかも知れませんが、それはそれとして町が今まで議会の同意を得て進めてきた事案と、それがあつた程度そこで整合性が取れないのは、そこはきちんと調査をしなきゃならんと。私はそういう思いですが、委員長重ねて現段階でどう考えるか、お聞きします。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

（不規則発言あり）

○議長（菅原義幸君） 静粛に願います。

○10番（大野一男君） 私の先ほどの答弁で整合性という言葉がありました。議論の中で整合性が取れないのではないかという意見もあつたというニュアンスでお話をさせていただきましたので、そこはご理解をいただきたいと思います。

それから公共交通体系についても、今年から実証実験等が入るということは承知しております。そういうことで今の福祉バスあるいは患者輸送バス、スクールバス等々町が抱えているさまざまなバス運行に携わるサービス業務というものが、どのように整理させていくかということについても、今後、私たちも議会も関心を持って、それこそそこで一つの全体的な整合性のある統一された公共交通運行がなされるということを期待して、早くそういうデータ等収集が終わって示されるという中で、今のバス導入の件についても整理をしていただければと考えております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

8番（真柄克紀君） 重ねて私は委員長にお願いしたいのですが、できればそこは、ダメだということではないですよ。これをこの今の段階でというより、それであれば町と先ほど言った全体とのこれからの交通体系のあり方も含めた中で、もうちょっと吟味した中できちっとした、例えばシステムとしての採択なのか。それともハード事業としての採択なのか。その辺のところをきちんと整理したうえで結論を出すというのが委員会としては、更に責任ある形で処理することになるんじゃないんですか。私はそういう意味も含めて、今の段階でなかなかそれは時期尚早ではないかと思うので、質問してるわけでございます。もう1回調査していただきたかった。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 繰り返しになりますが請願書の願意そのものが、この福祉5団体の現状の不便さを解消していただきたい。その根源になっているのが、いわゆる年1回の利用制限があると。これは資料見ますと平成23年度に町でこの福祉バスの利用制限を緩和されて、スポーツ団体であるとか、町内会等々に活用の幅を広げた。そのときに絶対数として1回という制限が入つたということも調査の中で改めて確認をさせていただきました。そういうことが今日の不便さを招いているのであれば、その辺の改善についてもう一度町で鋭意検討して、改善を図っていただきたい

いということは、委員会の調査の中でも町から明確な私は意見をいただいていると。それを前提に今後改善策が示されると捉えております。今真柄議員から言っていたように、ハード面、ソフト面2つの案件がこの中に付議されてるわけですが、私たちとしては、むしろソフト面、運用面での順行な採択というものが必要であるということに大きな力点を置いて採択をしたということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

熊野副議長。

○副議長（熊野主税君） 常任委員会で結論を出した案件に違うことをどうこうと言う気はないんですが、この請願書自体が私たちのすべてでありまして、この請願書が委員会で採決したということはそのとおりなんで、中身が例えばバスの1台の導入について、今の委員長の言葉ですと買わなくてもいいような、買ってでもいいようなということですけども、私たちの判断するのはこれしかないので、福祉バス1台導入することで請願しましたよ。それについて常任委員会がよしとしましたということについて、各議員が賛成するのか反対するのか。良いのか悪いのかということだけだと私は思うんですが。その辺はいいですか。誰が答えればいいかですね。そのように運べばよろしいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 今皆さんの質疑を聞いていて、請願の趣旨はバス1台の導入、これは購入をしてくださいと。その理由がこの5団体から今まで年に1回の決まりの中で要請したんだけど、請願書の中ほどにありますほぼ空が無いとか、そういうことはあるので不便があるからぜひ導入してください。購入してくださいということで今回請願が出てきたと思います。それで常任委員会で揉みました。常任委員会の中では町側からソフトの面、運営の状況を検討しながら改善していくというようなことで、説明を受けたと委員長から報告があったと思うんですが、それで自分が聞きたいのは今後検討する。その結果が出たのか。あるいはその方向性がそれで請願を出された5団体が納得されたのかということ聞いた上であれば賛成、でなければ検討する意味で反対せざるを得ないものかと今質疑を聞いてて思ったんですが。その辺具体的な町側からの報告と、あと5団体への何らかの協議、それが町側から常任委員会に出されたかどうか、そこだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 請願を出された5団体からこの結論について、私たち委員会で報告をし、そのことについていろいろご意見を拝聴したという経緯は、今のところまだ取っておりません。ですから何とも申し上げようがないという状況であります。

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時32分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

大野委員長から発言を求められております。

大野委員長。

○10番（大野一男君） 大変本会議の貴重な時間をいただきましてありがとうございました。ただいま別室にて総務厚生常任会を開催いたしまして、ただいま請願第1号の扱いについて、私たち総務厚生常任委員会で協議をさせていただきました。結論は今日の請願第1号については留保をし、今後、継続調査として扱って、後日、皆さんに提案を申し上げたいということで、結論が出ましたので、そのように取り計らいをいただきますよう議長にお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） ただいま大野委員長から報告がございました。保留という表現であります。議会手続きとしては、日程第8、請願第1号、これを取り下げるということになります。よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） それではそのようにいたします。

◎日程第9 請願第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、請願第2号せたな消防署瀬棚分遣所のあり方に関する請願についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

大野委員長。

○10番（大野一男君） 平成30年3月30日、第1回せたな町議会定例会において、当常任委員会に付託された請願第2号について審査結果を報告いたします。

当委員会は5月16日委員会を開催し審査いたしました。審査の結果、本請願は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（菅原義幸君） 報告が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 今回、瀬棚区から分遣所に救急車の配備、これを請願として出されてきたと。それは趣旨採択ということで総務常任委員会で結論付けたということに関しては、異論はございません。ただ当日、自席に事務局から配布された資料の中に、当時の特別委員会の関連の資料もあるんですが、この趣旨採択する段階で常任委員会の中で、内容について、例えば、せたな町の消防署員の人員とか、そういうことの関連、その辺も調査したのかどうか確認だけさせください。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 石原議員の質問にお答えします。

採択の審議の過程で今言われたような現状把握等々についての議論というのはしておりません。ただ委員長として、その辺の実態を把握する必要があるということで、私個人的にはありますが、瀬棚分遣所の所長のところに出向きまして、今の実態についてお話を聞きしたという経緯だけはあります。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、請願第2号せたな消防署瀬棚分遣所のあり方に関する請願は、委員長報告どおり決しました。

◎日程第10 報告第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、報告第1号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙の通り提出するのでございます。

2ページから7ページにつきましては、平成29年度、第24期の経営状況、8ページから11ページにつきましては、平成30年度、第25期の営業計画並びに収支予算でございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） それでは報告第1号の内容につきましてご説明いたします。

去る5月30日に開催されました株式会社北檜山観光振興公社株主総会におきまして、第24期事業報告並びに決算報告、第25期営業計画並びに収支予算が承認され、先般、町に対し経営状況に関する書類の提出がございました。

まずはじめに2ページをご覧ください。公社の経営状況についてでございますが、第24期事業報告並びに決算報告につきましては、まず一つ目、会議関係では平成29年4月4日の現金監査に始まりまして、5月30日には定時株主総会、本年3月19日は第7回取締役会、これまでご覧のとおりとなっております。

続きまして事業関係でございますが、5月8日からパークゴルフパークを開始しております。7

月21日には第19回温泉まつりを開催してございます。

続きまして地域貢献でございますが、ふれあい市場との連携、せたなライド、映画、空のレストランなどへの協賛を行い地域に貢献しているところでございます。

次に3ページをご覧ください。第24期の損益計算書でございます。はじめに経常損益の部の営業損益では、1の売上高は1億6,724万2,615円となっております。内訳につきましては、宿泊売上が5,707万5,707円、以下記載のとおりとなっております。

これに係る売上原価につきましては4,000万3,788円となることから、売上総利益は1億2,723万8,827円となっております。次の一般管理費につきましては1億3,408万4,467円となっております。

内訳につきましては次の4ページになります。説明は省略させていただきます。

以上のことから今期の営業利益につきましてはマイナスの684万5,640円となった次第でございます。

次に営業外損益の部では、営業外収益が1,206万8,744円で、このうち指定管理料が1,203万7,038円となっております。経常利益につきましては522万3,104円となっており、法人税と引当金額138万9,600円を控除しますと、当期の利益は383万3,504円となっているところでございます。

続きまして5ページをご覧ください。第24期貸借対照表でございます。資産の部では流動資産が8,804万9,735円、内訳は現金で211万9,390円、ほか記載のとおりとなっております。固定資産につきましては、建物それから備品などで306万7,314円となり、資産の部合計では9,111万7,049円となっているところでございます。

次に負債の部ですが、流動負債が1,451万2,801円で、内訳は買掛金の1,057万2,471円で、ほか記載のとおりとなっているところでございます。

次に純資産の部では、株主資本金が7,660万4,248円で、これは資本金1億円から利益剰余金2,339万5,752円を差し引いた額となっております。したがって負債及び純資産合計では9,111万7,049円となっているところでございます。

続きまして6ページをご覧ください。第24期の株主資本等変動計算書を掲載しておりますが、資本金及び純資産の部の当期末残高につきましては、先ほど5ページの説明と同じ内容となっておりますので説明は省略させていただきます。

続きまして7ページをご覧ください。こちらは監査意見書を記載しているものでございます。

続きまして8ページをご覧ください。第25期の営業計画並びに収支予算でございます。第25期の営業計画の宿泊部門につきましては、地域の自然や食材を活用した団体プランの推進などがございます。

次に宴会部門それからレストラン部門では、地元食材を活用した魅力あるプランやメニューの企画などを提供し、お客様に対するサービスの向上を図るための接遇を強化して参ります。温泉部門では温泉パスポートを継続するほか、高齢者や障害者に優しい接客及び環境を整備いたします。売店部門では地場特産品の販売推進を図っていくものでございます。

続きまして経営部門ですが、経営管理の強化と顧客満足度の向上を図るため営業会議を継続開催

するほか、接客に関する従業員の研修を行い接客技術の習得に努めてまいります。地域貢献ではお客様や地域の皆様に感謝の意を込めて、第20回となる記念イベントとして温泉まつりを開催するほか、地域のイベントなどを支援して参りたいと考えているところでございます。

続きまして10ページをご覧ください。

○議長（菅原義幸君） 課長、丁寧なことは大変有り難いのですが、もう少し効率的にお願いできませんか。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） わかりました。

10ページです。第25期の収支予算でございます。まず売上収入では宿泊売上げ6,050万円をはじめとする各部門の売上収入と指定管理料など営業外収入を合わせまして、合計前年度に比べまして680万円増の1億9,016万円を見込んでいるところでございます。

続きまして11ページをご覧ください。経費内訳書でございます。経費の合計につきましては、1番下にありますが1億8,516万円となっております。年度に比較しますと約630万円の増となっているところでございます。内訳につきましては記載のとおりとなっております。したがって当期の予定総利益につきましては、売上収入での額合計の1億9,016万円から経費合計の1億8,516万円を差引きました500万円の黒字を見込んでいるという内容になってございます。

説明につきましては以上で終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 5ページですけれども、棚卸資産結構な金額になってますけど、もしできれば内訳を教えてくださいと思います。

○議長（菅原義幸君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 申し訳ありません。手持ち資料持ち合わせてませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第1号は報告済みといたします。

ここで10分間休憩いたします。再開は15時55分です。

休憩 午後3時46分

再開 午後3時55分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第11 議案1号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案1号平成30年度せたな町一般会計補正予算を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に8,963万5,000円を追加し、予算総額を91億6,419万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、農業チャレンジ等支援事業補助金や日本海漁業振興対策事業補助金の追加などについて補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の追加1件をお願いしてございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは議案第1号につきまして内容の説明をいたします。別冊の補足資料により説明をさせていただきます。既に事前にお目通しをいただいているものと思いますので、主な歳入歳出のみ簡略に説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

はじめに歳出から説明いたします。説明資料の3ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では7節の臨時職員賃金177万5,000円を含む311万円の追加でございます。続きまして6目ですが、基金管理費では309万9,000円の追加をお願いするものでございます。25節積立金で、産業振興基金、担い手育成基金及びスポーツと文化振興基金に記載の金額をそれぞれ積み立てするものでございます。続きまして10目総務施設管理費でございます。593万円の追加につきましては、大成町民センター耐震診断業務の追加をお願いするものでございます。次に13目地方創生推進交付金事業1,945万6,000円の追加は、要望額の増額に伴います農業チャレンジ等支援事業補助金の追加でございます。

次に4ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉162万3,000円の追加につきましては、記載のとおり特別会計に対する繰出金の追加でございます。

続きまして6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費では195万円の追加でございますが、15節工事請負費の農地耕作条件改善工事費の増額などとなっております。

次に5ページでございます。6款3項水産業費、2目水産業振興費2,345万円の追加につきましては、新規に実施するホタテ養殖及びサケ定置網への補助金として日本海漁業振興対策事業補助金をお願いするものでございます。

次に7款1項共に商工費、4目国民宿舎あわび山荘管理費では486万円の追加でございます。施設の指定管理料といたしまして、露天風呂の仕切塀の復旧に要した経費分の追加をお願いするものでございます。

次に8款土木費、6項下水道費、1目下水道整備費では、公共下水道事業特別会計への繰出しの追加でございます。

続きまして9款1項1目共に消防費は1,224万2,000円の減は、檜山広域行政組合消防

費負担金の減額でございます。補正の内容につきましては、別紙でお配りしております檜山広域行政組合関係の予算事項別明細書に記載されているとおりでございます。

続きまして6ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では7節の賃金、臨時職員と特別支援教育支援員など245万1,000円の追加をお願いするものでございます。4目教員住宅管理費では、備品購入費で物置4台分の購入費の追加をお願いするものでございます。10款5項保健体育費、2目体育施設管理費では571万7,000円の追加でございます。町民プールの解体に伴いまして、未執行となる施設の管理人等賃金、上屋シートの設置、撤去業務費などの減額、大成町民プール外壁改修費の追加、町民体育館のバスケットゴール購入などをお願いするものでございます。10款5項5目町民プール新築費では、これは目の新設になるわけでございますが、町民プールの新築事業着手に伴い既存プールの解体工事費の補正をお願いするものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、資料の1ページからになります。9款1項1目共に地方交付税につきましては、普通交付税で1億840万9,000円の減額でございます。これにつきましては、後ほど出て参ります18款の前年度繰越金の予算計上に伴い財源調整を図ったものでございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、2目農林水産業費負担金では、農地耕作条件改善事業受益者負担金で178万円の追加でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、空家等の除却補助金に充当する財源として、地域住宅計画関連事業交付金250万円及び大成町民センターの耐震診断業務に充当する154万7,000円の追加でございます。

14款2項4目農林水産業費の道補助金では、日本海漁業振興対策事業補助金2,345万円の追加となっております。

16款の寄附金では一般寄附金といたしまして、2件200万円の追加をするものでございます。

17款繰入金につきましては、農業チャレンジ等支援事業補助金充当分といたしまして1,945万6,000円の追加でございます。

18款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金で先ほど行政報告にもございましたとおり、1億2,600万円を追加するものでございます。

次に2ページでございます。19款諸収入、5項1目共に雑入では、1節総務費雑入でコミュニティ助成事業助成金220万円の追加、4節農林水産業費雑入では、産業振興基金積立金に充当する109万9,000円の追加及び8節教育費雑入では、町民体育館のバスケットゴール購入費に充当する441万6,000円の追加でございます。

最後に20款1項町債でございますが、6目の合併特例債で町民プールの解体工事の財源となる町民プール新築事業債1,200万円を追加するものでございます。なお町債につきましては、議案その1の17ページに記載してございますが、この予算に合わせまして町民プール新築事業を追加しているところでございます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 2 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 1 2、議案第 2 号平成 3 0 年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、予算総額を 1 3 億 5, 9 0 4 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

その内容でございますが 3 8 ページでございます。歳出は 4 月 1 日付の人事異動に伴う給与費の精査について補正をお願いするものでございます。

これに対する歳入は一般会計繰入金 2 万 2, 0 0 0 円の追加をもって収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 3 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 13、議案第 3 号平成 30 年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 227 万 1,000 円を追加し、予算総額を 10 億 2,288 万 2,000 円とするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは議案の 43 ページ歳出からご説明をいたします。1 款総務費では 133 万 4,000 円の追加。

3 款地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費では 7 万 5,000 円の追加。

40 ページにまいりまして、同じく包括的支援事業費の社会保障充実分 1 万 4,000 円を追加、これはいずれも職員の異動等による人件費の精査でございます。

次に 6 款諸支出金につきましては、補正額 84 万 8,000 円の追加でございまして、平成 27 年度及び 28 年度の介護保険料におきまして、還付未処理となっておりました還付金相当額の措置をお願いをし、対象となる皆様に返還をするものでございます。

これに伴う歳入は 42 ページでございます。7 款繰入金では人件費に係る財源といたしまして 142 万 3,000 円の追加。

8 款繰越金では介護保険料の還付金への充当分として前年度繰越金 84 万 8,000 円をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明終了です。

よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 4 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 1 4、議案第 4 号平成 3 0 年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 1 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、予算総額を 6, 1 6 2 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

その内容でございますが 4 8 ページでございます。歳出は 4 月 1 日付の人事異動に伴う給与費の精査について補正をお願いするものでございます。

これに対する歳入は一般会計繰入金 1 7 万 4, 0 0 0 円の追加をもって、収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 5 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 1 5、議案第 5 号平成 3 0 年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予

算の総額から５１４万１，０００円を減額し、予算総額を３億７，３５８万６，０００円とするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案の５３ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。１款事業費用、１項営業費用、１目総務費、補正額６７４万１，０００円の減額でございます。内容につきましては、２節給料と３節職員手当等で４月の職員人事異動に伴う人件費の精査によるものでございます。次に２目維持管理費では補正額はございませんが、財源振替をするものであります。

次に２款資本的支出、１項建設改良費、１目施設改良費において、経年劣化に伴いまして新成配水池水位調整弁改修工事をお願いするものでございます。

次にこれに対しての歳入ですが前の５２ページに戻りまして、１款事業収入、２項営業外収入、２目他会計繰入金、補正額６７４万１，０００円の減額は、歳出で説明しました人件費の精査に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

次の２款資本的収入１項１目共に他会計出資金は、歳出で説明しました新成配水池水位調整弁改修工事に係る一般会計出資金でございます。

ただいまご説明した内容により歳入歳出それぞれ５１４万１，０００円を減額し、補正後の予算総額を３億７，３５８万６，０００円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第６号

○議長（菅原義幸君） 日程第１６、議案第６号平成３０年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に275万円を追加し、予算総額を1,890万3,000円とするものでございます。

その内容でございますが、58ページでございます。歳出はせたな営農用水道減圧弁などの修理に要する修繕料275万円の追加をお願いするものでございます。

これに対する歳入は一般会計補助金275万円の追加をもちまして、収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第7号平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に366万8,000円を追加し、予算総額を5億3,714万1,000円とするものでございます。

その内容でございますが62ページでございます。歳出は4月1日付の人事異動に伴う給与費の精査について補正をお願いするものでございます。

これに対する歳入は、他会計出資金、一般会計でございますが366万8,000円の追加を持って、収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第8号

○議長(菅原義幸君) 日程第18、議案第8号せたな町生涯学習センター条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 本案につきましては、せたな町生涯学習センター条例についての提案理由を申し上げます。町民の生涯にわたる学習機会の提供と学習活動を支援し、豊かな生涯学習社会の実現に寄与することを目的といたしまして、せたな町生涯学習センターを設置するため本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

教育委員会杉村事務局長。

○教育委員会事務局長(杉村 彰君) それでは生涯学習センター条例の内容について説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。まず第1条ですが設置についてでございます。町民の生涯にわたる学習機会の提供と学習活動を支援し、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、せたな町生涯学習センターを設置するとさせていただきます。

第2条につきましては、名称及び位置、名称につきましては、せたな町生涯学習センター、位置につきましては、せたな町瀬棚区本町651番地でございます。

第3条につきましては、生涯学習センターで行う事業についてでございます。1、読書活動に関すること。2、郷土資料の収集、管理、展示に関すること。3、その他生涯学習センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

第4条につきましては、生涯学習センターにある施設についてでございます。次に掲げる施設を置く。1、図書室。2、郷土資料展示室。3、企画展示室。

第5条につきましては管理についてです。生涯学習センターは、せたな町教育委員会が管理する。

第6条につきましては職員についてでございます。生涯学習センターに所長、その他必要な職員を置くことができる。

第7条、使用の許可についてです。生涯学習センターの企画展示室等を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとしております。

第8条使用の制限でございます。次の各号のいずれかに該当するときは、生涯学習センターの使用を制限することができるとしております。1、建物又は附属物件をき損又は滅失するおそれがあるとき。2、公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。3、営利行為を目的とするとき。4、その他管理運営上支障あるとき。

3ページに移ります。第9条につきましては使用許可の取消しでございます。使用者がこの条例又は職員の指示に従わなかったときは、使用許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

第10条につきましては原状回復でございます。使用者は生涯学習センターの使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の停止を命ぜられ、若しくは使用許可を取り消され、その使用をやめたときは、直ちにその使用場所を原状回復しなければならない。

第11条につきましては損害賠償でございます。使用者は建物、附属設備、備品等を損傷若しくは汚損し又は滅失したときは、これを原状に回復するか、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。ただし教育委員会がやむを得ない事由があると認めた時は、賠償額を減額し又は免除することができる。

第12条については委任でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則といたしまして、1 この条例は平成30年10月1日から施行する。2、せたな町瀬棚図書センター条例及び瀬棚郷土館条例は廃止する。3、経過措置でございますけれども、この条例の施行の前日までに、せたな町瀬棚図書センター条例及びせたな町瀬棚郷土館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、従前の例によるとするものです。なお施行に必要な事項は、施行規則で定めることとしておりますが、開館日、開館時間等はこれまでと同様に、入場料、拝観料については町内同等施設との整合性を図るため、無料とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 9 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 19、議案第 9 号せたな町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 9 号せたな町表彰条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

被表彰者の調査に係る基準日を変更いたしまして事務の効率化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町表彰条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正内容につきましては、7 ページの新旧対照表で説明させていただきます。改正前、第 9 条中毎年 10 月 1 日現在を、改正後では毎年 9 月 1 日現在に改めるものでございます。この改正によって毎年 11 月 1 日に表彰式を挙げるにあたり、準備期間が 1 カ月から 2 カ月となり表彰対象者に対して期間に余裕を持った招待状を送付できるなど、より適正な事務に務められることになります。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 10 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 20、議案第 10 号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては、せとな町長等給与等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございますが、開会前に議案の差し替えをさせていただいたところでございます。平成30年度当初予算が暫定予算となったことから100分の10としておりましたが、6月15日の全員協議会で説明をいたしました、2件の不祥事などもあったことから町理事者といたしましても責任をとるということにしたもので、100分の15とするものでございます。町長の給料月額を減額して支給するため条例の一部を改正しようとするものでございます。

10ページでございます。条例改正の内容でございますが、附則に次の1項を加え給料の減額、17項として条例第3条第1項に定める給料月額から平成30年7月に支給する給料に限りまして、町長の給料月額を100分の15を減じた額を支給するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 今の副町長の説明の中に今回のこの減給処分の中には不適切な専決処分を行なった責任の分は入っていますか。副町長どうでしょう。

○議長（菅原義幸君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由で説明申し上げましたように、当初予算が本予算ではなくて、暫定予算というようなことから100分の10、さらに6月15日の全員協議会で説明を申し上げましたが2件の不祥事、これらを加味いたしまして100分の15としたところでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 不適切な専決処分をした責任は、これかなり大きいと思いますので、その分の減給条例を出していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これにつきましては、町は地方自治法に則ってやっただと。議会のほうは法令に違反しているという平行線で行ってまいりました。結果としてお互いの主張を認めて凍結ということに、先ほどの特別委員会の報告となったところでございます。もう一つ言わせてもらいますが、これにつきましては、3月定例会において提案いたしました30年度の予算案が審議されずに新年度が暫定予算でのスタートとなり、町民の皆さんに大変ご迷惑と大変なご心配をお掛けしましたということに対する責任と、もう一つは既にご報告とお詫びを申し上げておりますが、このたび発生しました農業センター管理職のハラスメントと保健福祉課職員による介護保険料の還付未処理に係る責任を合わせて町長として取ることといたしました。内容につきましては、先ほど提案理由で申し上げたとおりでございます。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様に、心よりお詫びを申し上げますとともに、今後一層の綱紀粛正と公務員倫理の徹底を図り、再発防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 今回のこの議案の中には不適切な専決処分をしたその分は入っていないというふうに理解せざるを得ないんですけど、再度確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） そのとおりでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） この議案自体には賛成します。ただし、町長は不適切な専決処分をしたとお認めになってるんです。改めて謝罪と減給処分を提出していただくよう強く要望して討論といたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、議案第11号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第11号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院規則の改正によりまして、看護師等に係る夜間看護手当の支給額が改正されましたので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ

いてご説明いたします。内容につきましては人事院規則の改正により、看護師等の夜間手当の支給額が改定されたことによる条例の一部改正でございます。

13ページからの新旧対照表で説明させていただきます。第7条夜間看護手当についての改正でございます。改正前、第7条第2項第1号中について、勤務時間が深夜の全部を含む勤務の場合6,800円を7,300円に改め、同項第2号中3,300円を3,550円に、同項第3号中2,900円を3,100円に、同項第4号中2,000円を2,150円に、それぞれに改めるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後のせたな町職員の特種勤務手当に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第12号

○議長（菅原義幸君） 日程第22、議案第12号せたな町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第12号せたな町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、必要な規定の整備を行うため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） せたな町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

まず条例改正にあたりましては、平成30年度の地方税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、本年10月1日から平成34年10月1日までの施行分についてを、今回、法律改正等にあわせた改正を行うものでございます。なお改正内容が第1条から第6条までと6条に分かれ、ページ数も多く分りずらくなっておりますので、53ページからのせたな町税条例の一部改正の概要により説明をさせて頂きたいと思います。

53ページをお開き願います。個人所得課税の見直しについてでございます。第24条は、障害者等に対する非課税措置の所得要件引上げや均等割の非課税限度額への加算について改正するものです。

次に第34条の2では、基礎控除の見直しとして控除額が逡減、消失する仕組みの導入により2,400万円超えから逡減し2,500万円で消失することについて、また第34条の6では、これに伴いまして調整控除を2,500万円超えの方については適用しないこととしたもので、平成33年1月1日から施行するものです。

第48条は国税と同様に資本金1億円超えの普通法人等に対して、法人住民税に係る電子申告についての義務化を規定したもので、関連して第23条では人格のない社団等については、この規定を適用しないことを述べており、いずれも平成32年4月1日から施行するものです。

次にたばこ税の見直しについてです。第92条では近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、製造たばこの区分として新たに加熱式たばこの区分を設けたものです。

54ページをお願いいたします。第93条の2では加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品等は製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分は加熱式たばこすることを規定したものです。

次に第94条では加熱式たばこの課税方式の見直しでございまして、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式として、5年間で段階的に移行するもので、第1条改正の平成30年10月1日から第5条改正の平成34年10月1日まで順次見直していくものでございます。

次に第95条はたばこ税の引上げですが、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、平成30年10月1日から3段階で、国、地方合わせて1本当たり1円ずつ計3円引上げるものでございまして、町たばこ税の税率としましては、第1条改正の平成30年10月1日に5,262円から5,692円ということで430円、これは1,000本当たりの税率になりますけれども、430円の引上げを行います。また同様に第3条改正の平成32年10月1日と第4条改正の平成33年10月1日に430円ずつ引上げるものでございます。

55ページでございます。一番下の平成27年改正条例附則第6条ですが、これは平成27年度の改正において、平成31年4月1日に予定されていた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げについて、平成31年10月1日に延期になったことに伴いまして適用期間を平成31年9月30日に改めるものでございます。

次に中段にあります附則第10条の2ですが、このたび生産性向上特別措置法の制定によりまして、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的措置が創設されたことを

受け、町として特例の割合をゼロと定める事としたものでありまして、生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

以上で、せたな町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 1 3 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 2 3、議案第 1 3 号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案 5 7 ページでございます。議案第 1 3 号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

児童福祉法の規定による設備及び運営の基準につきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行によりまして、放課後児童支援員の資格要件の拡大が図られましたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） このたびの条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、放課後児童支援員の資格要件が拡大され、高等学校を卒業していない場合でも一定の実務経験により支援員としての基礎資格者とするに加え、現在の基礎資格要件の一つである教諭資格について規定の明確化を図るものでございます。

改正の内容については 5 9 ページ新旧対照表をご覧ください。右側改正前の第 1 0 条第 3 項第 4

号を、左側改正後は教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者に改め、新たに第10号として5年以上放課後児童育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを追加するものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に皆さんにご相談申し上げたいと思いますが、会議時間の延長措置を取りたいと思います
がよろしいですか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） それでは、ただいまから10分間休憩いたします。再開は4時55分と
いたします。

休憩 午後4時46分

再開 午後4時55分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。

本日、全議案の審議が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、会議時間を延長することに決しました。

◎日程第24 同意第1号ないし日程第38 同意第15号

○議長（菅原義幸君） 日程第24、同意第1号せたな町農業委員会委員の選任についてから日程
第38、同意第15号せたな町農業委員会委員の選任についてまで一括議題といたします。

原田喜博君の退席を求めます。

(原田喜博君退席)

○議長(菅原義幸君) 本15件について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(高橋貞光君) それでは同意第1号から同意第15号まで一括提案理由の説明を申し上げます。

本案は農業委員会委員の任命についてでございます。せたな町農業委員会委員に次の15名を任命したいので、農業員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所、氏名、生年月日、経歴等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

よろしくお願いします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。
同意第1号について質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。
本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(菅原義幸君) ご着席ください。起立多数です。
よって、同意第1号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。
次に同意第2号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。
本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(菅原義幸君) ご着席ください。起立多数です。
よって、同意第2号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。
次に同意第3号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これから本案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。
本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。起立多数です。
よって、同意第3号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。
次に同意第4号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これから本案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。
本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。起立多数です。
よって、同意第4号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。
次に同意第5号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これから本案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。
本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。起立多数です。
よって、同意第5号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。
次に同意第6号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(菅原義幸君) ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第6号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

次に同意第7号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(菅原義幸君) ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第7号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

次に同意第8号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(菅原義幸君) ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第8号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

次に同意第9号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(菅原義幸君) ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第9号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

次に同意第10号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(菅原義幸君) ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第10号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

次に同意第11号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(菅原義幸君) ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第11号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

次に同意第12号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第１２号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

次に同意第１３号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第１３号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

次に同意第１４号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第１４号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

次に同意第１５号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。起立多数です。

よって、同意第15号せたな町農業委員会委員の選任については、同意することに決しました。

原田喜博君の入場を求めます。

(原田喜博君入場)

◎日程第39 議案第14号

○議長（菅原義幸君） 日程第39、議案第14号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては、行政情報ネットワーク用パソコン購入に係る物品購入契約の締結でございます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、予定価格が700万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第14号で議決をお願いいたします物品購入契約につきましては、行政情報ネットワーク用パソコンでございます。

現在職員が使用している平成21年度から24年度購入分の行政情報ネットワーク用パソコンについて、平成31年度中にOSのサポートが終了することから、年次計画により更新するものでございます。なお今年度につきましては140台購入いたします。物品の種類でございます。行政情報ネットワーク用パソコン。契約の金額でございます。3,024万円。契約の相手方でございます。札幌市中央区を大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部長、高橋庸人。参考といたしまして納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から平成30年12月20日まででございます。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、議案書5ページでございます。議案第14号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４０ 議案第１５号

○議長（菅原義幸君） 日程第４０、議案第１５号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第１５号につきましては、ＩＣＴ教育用備品購入に係る物品購入契約の締結でございます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定によりまして、予定価格が７００万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

ご内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

教育委員会杉村事務局長。

○教育委員会事務局長（杉村 彰君） それでは議案第１５号物品購入契約の締結についてでございます。

ＩＣＴ教育用備品購入につきましては、町内中学校の生徒用パソコン全台の更新及びタブレットの購入となっております。物品の種類、ＩＣＴ教育用備品。契約の金額２，１３５万１，６００円。契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区北檜山２０２番地、有限会社北清石油、代表取締役、前側進。納付納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から平成３０年１０月３１日までとなっております。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、議案書の７ページに掲載されております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４１ 意見書案第１号

○議長（菅原義幸君） 日程第４１、意見書案第１号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます

真柄克紀議員。

○８番（真柄克紀君） それでは北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書の説明をさせていただきます。提出先は北海道知事でございます。別紙のとおり議会規則第１３条第１項第２項の規定により提出いたします。

内容につきまして簡略に説明いたします。１、将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び供給が図られ、生産者が安心して営農に取り組み、良品質な道産農作物が消費者に提供できるよう、北海道主要農作物の種子に関する道条例を早期に制定すること。２、対象農作物については、稲、麦、大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置付けるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。３、食糧主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、優れた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

以上９９条の規定により意見書を提出いたします。

議員のご協力よろしくお願い申し上げます。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第４２ 発議第１号

○議長（菅原義幸君） 日程第４２、発議第１号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第４３ 発議第２号

○議長（菅原義幸君） 日程第４３、発議第２号議員の派遣を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。

議案書に記載されている研修会に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第６条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成３０年第２回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後５時１８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年8月23日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷